

第五十五回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第三十一号

昭和四十二年七月十四日(金曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 島村 一郎君

理事 天野 公義君

理事 鴨田 宗一君

理事 中川 俊思君

理事 麻生 良方君

理事 稲村左近四郎君

小笠 公昭君

岡本 茂君

黒金 泰美君

小山 省二君

櫻内 義雄君

丹羽 久章君

三ツ林弥太郎君

武藤 嘉文君

加藤 清二君

多賀谷眞稔君

平岡忠次郎君

塚本 三郎君

近江巳記夫君

出席國務大臣

通商産業大臣

出席政府委員

内閣法制局第二

部長

公正取引委員会

事務局長

行政管理庁行政

管理局長

通商産業政務次

官

通商産業大臣官

房長

通商産業省企業

局長

熊谷 典文君

委員外の出席者

公正取引委員会

事務局長

労働省労働基準

局監督課長

労働省職業安定

局雇用政策課長

日本国有鉄道山

陽新幹線建設部

工事課長

齋藤 徹君

乙竹 慶三君

影山 衛司君

杉沼幸一郎君

藤 正勝君

細野 正君

七月十四日

委員齋藤憲三君、橋口隆君、三原朝雄君、武藤

嘉文君、千葉佳男君及び中谷鉄也君辞任につ

き、その補欠として三ツ林弥太郎君、塚田徹

君、渡辺肇君、広川シズエ君、加藤清二君及び

下平正一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員塚田徹君、広川シズエ君、三ツ林弥太郎

君、渡辺肇君、加藤清二君及び下平正一君辞任

につき、その補欠として橋口隆君、武藤嘉文

君、齋藤憲三君、三原朝雄君、千葉佳男君及び

中谷鉄也君が議長の指名で委員に選任された。

七月十三日

離島振興法の一部を改正する法律案の早期成

立に関する請願(山中貞則君紹介)(第三二二一

号)

は本委員会に付託された。

七月十三日

石油開発公団法案の一部修正に関する陳情書

資本取引自由化反対に関する陳情書(佐賀市材

木町一の橋今泉公方外十二名)(第三一七号)

電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する

法律案反対に関する陳情書(芦屋市議会議長神

井清太郎)(第三九三三号)

中小企業振興対策に関する陳情書(中国四国九

県議会議長代表徳島県議会議長阿部豊)

(第三九四号)

東北開発促進法等の改正に関する陳情書(仙台

市定禅寺通橋丁一八宮城県町村議会議長会長遊

佐清)(第三九五号)

人口激減地域の総合的振興対策確立に関する陳

情書(中国四国九県議会議長代表徳島県

議会議長阿部豊)(第三九六号)

低開発地域工業開発促進法の一部改正に関する

陳情書(全国市長会中国支部長松江市長齊藤強)

(第三九七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

特定繊維工業構造改善臨時措置法案(内閣提出

第六五号)

商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提

出第一三二一号)(参議院送付)

小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内

閣提出第六六号)

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正

する法律案(内閣提出第一一五号)

○島村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、特定繊維工業構造改善臨時措置法案

及び同じく商品取引所法の一部を改正する法律案

を一括して議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許しま

す。田中武夫君。

○田中(武)委員 特種法につきまして、若干質問

をいたしたいと思います。

もうわが党の繊維特別委員長加藤さんをはじ

め同僚委員がだいたい質問しておられますので、な

るべくこれらの質問と重複しないように心がけ

ながらやりたいと思いますが、逐条でお尋ねする

ほどの時間ありませんけれども、やはり順序と

して条文に従って御質問を申し上げたいと思

います。

まず第一の目的でございますが、ここで特定

繊維の構造改善ということがうたわれておるわけ

ですが、構造改善というのはどういうことなの

か。設備をスクラップして、そしてビルドする、

入れかえる、これが構造改善なんです。構造改

善とはどういうことか。かつてわれわれも構造改

善なるもので議論したことがありますが、よくわ

かりません。構造改善ということをお教えくだ

さい。

○乙竹政府委員 お答え申し上げます。

企業の合理化、特に設備の近代化、これと構造

改善の違いでございますが、構造改善の中の非常

に重要な要素は依然として設備の合理化、近代化

でございます。ただ構造改善とわれわれが申して

おりますそのねらいところは、一つの企業の体質

を改善する場合、設備の改善以外にもいろいろの

手があるわけでございますが、そういうものを有

機能的に結合して、企業全部の体質改善をはかるこ

とが第一。第二に個々の企業の体質改善のみなら

ず、その産業ぐるみの体質改善をはかるというこ

と、特に後者の場合を強く意識いたしまして構造

改善と申しております。

○田中(武)委員 いまの局長の答弁でも体質改善

と構造改善ということが二つ出てきたわけであ

ります。一体構造改善と体質改善はどう違うの

か、こういうことになりまして、質問が横道にいきまして、相当時間もかかるだろうと思ひますのでやめますけれども、私はただ単に一つの企業あるいは特定の産業、これらの設備を改善する、生産性を上げる、これだけが構造改善ではないと思ひます。より必要なことは、その産業に携わっている者のことに指導者、経営者、これらの人たちの頭の切りかえ——前近代的な経営者の頭をもつてやるならば、いかなる新鋭機械をもつても、私は構造改善はできないと思ひます。むしろ経営者、指導者の頭の切りかえが大事だと思ひますが、いかがです。

○菅野国務大臣 構造改善ということについてはいろいろ解釈できますが、設備の改善あるいは組織の改善とかいうようなことが考えられます。同時にこれは労使ともに頭の切りかえということがやはり基本でありまして、その点においてやはりそれが構造改善ということの基本になっておるのではありません。時勢が変わってきたので、したがって労使ともに頭をかえて新しい産業機構に向かつて進んでいくという意味で、この構造改善ということをやったておるわけでありまして、

○田中(武)委員 労使という話ですが、それもそうですがより指導的な立場にある者——つまり言ひましよう。通産省の縦横行政に携わる者の今日までの見通しの誤り、見通しの甘さ、これが何回かにわたる法改正、法の延長をもたらしってきたわけでございます。それらも含めて切りかえが必要であることを申し上げておきます。

う条項につながるのじやなからうかと思ひますが、そのような点。さらに、適正な規模ということとは、これは生産だけではないと思ひます。これは需給という上にも立って、需要、供給を考えたくちやありません。さらにこれらの適正化をはかるため、あるいは構造改善をするためには、ただ単に紡と織り屋のほうだけではなくて、これに関連するところの——これはだれか触れたようでございますが、メリヤス、染色、縫製等々、これらの関連企業といひますか業種といひますか、これらも含んだところの構造改善並びに適正規模と申しますかそういうことを考える必要があろうと思ひますが、いかがです。

○乙竹政府委員 お答え申し上げます。

第一に、適正規模でございますが、これは商品、製品の種類によりまして非常に違います。紡績の例をとりました場合に、いわゆる量産番手、二十、三十、四十番手のものとその他端番手のもの、また特に織布のものとしては量産番手の生地、綿布の類、糸染のもの等で特にデザイン、品質で売っていきまます布等、商品によりまして非常に適正規模が違つておると思ひます。ただ一例を申し上げまますと、われわれの今回の構造改善の目標といたしておりますものにつきましては、紡績の量産系につきましては五万鍾はほしいと思ひます。それから織布につきましては、量産のものにつきましては、できるならば三百台、少なくとも百台は生産単位としてほしいと思ひます。かわり織りにつきましては五十台程度は必要であると思ひます。

第二に、この適正規模は零細企業の切り捨てにつながるのではないかと御質問でございますが、われわれ考えまますのは、国際競争場裏に立って競争してまいります場合に、どういたしても、その商品に必要とされる適正規模は備えておらなければならぬと思ひます。封鎖経済の場合には別でございますけれども、今後国際的な競争をしてまいらなければならぬ場合に適正規模は必要である。その際に適正規模に達しない零細

企業につきましては、私たちは極力いろいろな手をもちましてこの零細企業がその商品の生産のためには経営のために必要な適正規模まで持つてまいりたい、この努力をいたしたいと思ひます。この方法といたしましては、零細規模が協業すること、グループ化することないしは中核企業を中心としてまとめること等があると思ひます。しかし商品の種類によりまして、適正規模の非常に小さな商品も、これは特に零細企業問題が織布業についてあると思ひますが、非常に適正規模の小さい四、五台の機をもつても十分やうにける規模もあると思ひます。そういう場合には、この規模において設備なり経営なりの近代化の指導をしてまいりたい。もちろんこの転産業問題を構造改善の中に入れておりますけれども、零細企業を転産業とせよというふうな意図でこの規定を設けたものではございません。

次に、適正規模は御指摘のように生産だけの適正規模ではございませんので、当然経営の適正規模が伴わなければならないと思ひます。

さらに最後に、御指摘のとおり繊維工業の構造改善を考えまます場合には、最終製品が国際競争力を持つていなければならないわけでございますので、当然のこと、編み製品におきましてはメリヤスを、さらに染めるものにつきましては染色整理を、さらに衣料品になるものにつきましては縫製を、さらに個々の業界のおのが独立したと申しますか、分立しただけの体質改善ではいけませんので、業界、関連業界相互間のバランスのとれた構造改善が必要であるといふふうに考えまます。

○田中(武)委員 メリヤスとか染色整理とか縫製等々、これらの構造改善とかいふことも必要である。こういうことだけでは済まされぬと思ひます。一体どういう計画で、いつやることを考えておられますか。

○乙竹政府委員 現にいま御指摘の業種は近代化促進法の対象業種になっておりますけれども、われわれはこれでは不十分であると思ひます。した

がいまして、今回の法案によりまして構造改善が織布業において成功をいたしますならば、この手法を応用いたしましてメリヤス、染色、縫製品等にも及ぼしてまいりたい、かような前提を置かしてすてにメリヤス、染色につきましては今年度予算二千万円をもちまして調査を開始してあります。

○田中(武)委員 いままでは何回か法の改正あるいは延長を行ってきたのは、主として紡のほうである。今回は織のほうを入れておるといふ若干の新しい点があると思ひます。しかし何とていっても紡のほうに重点が置かれて、織のほうがおろそかになってはいけません、こういう点が一つ考えられるのと、さらに構造改善たるものは生産関連、いま申しました、同時に流通の面においても構造改善がなされなければならない。でなければ、結局はいかに生産の面において構造改善をし合理化をいたしましたとしても、大衆消費財となるときにおいて何らこれにプラスする面がなければ一体だれのための構造改善か、こう言われるのであります。紡の面においてはいろいろ生産性の向上を考へる、しかし糸の値段はこれら需給関係とか生産のコストダウン、もちろんこれらを含むと思ひますけれども、これらと関係のない場所、言うならば第三者の手によつてきわめて投機的にその値段がきめられておる、形成せられておる。そして織の面においてはそういうところできめられた糸を使用して布を織る。ここに、紡と織との間に第三者が介入しておる。生産等の面においては国が援助をし介入しあるいはコントロールし、いろいろな方法をとつて調整しておる。しかしながら、流通の面においては現在これはすべてではございませんが、商品取引所対象品目はすべてそのようなことは関係なく投機的にきめられておる。そのことが織屋にあるいは大衆消費者に対して大きな影響を持つと思ひます。そこで流通の面において構造改善、しかもいつも私は言うことですけれども、生産面においてコントロールしておりながら流通の面において糸がきわめて自由な競争というか、もっと文学的に言うならばアダプスミスの

見えざる手にあやつられる。この上に立つての取引を土台にする商品取引においてやられておる。しかも化学繊維ならば天気とか自然現象とはあまり関係なくコンスタントにできるわけです。商品取引所の一つの機能といえますか、その目的の一つは、綿花とかあるいは穀物であると自然的現象によって定められる、こういう危険がある。その危険をも含めて将来の需給を見定めて、いわゆる先値を立てて取引をする、こういう仕組みだと思ふのです。こういう意味におきまして矛盾はないか。これは企業局長と繊維局長の双方から御意見を承ります。さらに、経済学の大家、通産大臣の御所見を伺います。

○乙竹政府委員 商品取引所の前に、繊維の構造改善は結局国民大衆の衣料生活を豊かにし、また外貨をかせいで輸出を振興するということをねらっておりままするゆえに、御指摘のように流通段階の近代化がなければ生産段階の体質改善は国民大衆の利益として結実しないと思ひます。したがって、なおつけ加えさせていただきますならば、生産段階から調整をいたしますことは、物資不足の時代のある意味では遺物とも言えるわけでございまして、近い将来におきまして新法が廃止される晩におきましては、当然需要、消費に敏感に反応する生産機構がなければならぬ、この間のパイプは流通によってつながっている、御指摘のとおりでございます。したがって、通産省におきましてもそのときに備えますために、すでに産業構造審議会の繊維部会におきまして専門の小委員会を設けまして、鋭意検討をしておる次第でございます。

次に、御指摘のように現在綿糸につきましては設備制限が行なわれております。この設備制限と取引所におきまして自由価格の形成とは原理的には矛盾しておりますことを、私率直に申し上げなければならぬと思ひます。ただし現実の問題といたしまして、この現在行なわれております設備制限登録制は絶対的な設備過剰の存在を前提にいたしまして、設備の新增設を抑えているものでございまして、そのときどきの価格に応じて需給調整を行なっているものではございません。このことは昭和四十一年から本年にかけて、この現在の制限登録制のもとにおきましても、綿糸四十番手の相場が二百二十九円から四百四十円合まで大幅な下げを示したこともよって示されておると存する次第でございます。

○熊谷政府委員 流通機構の改善の問題でございますが、御意見のように、私もそう考えております。これは繊維のみならずやはり今後の構造改善といえますものは、生産、流通、消費、こういうものを一貫して考えられなければならない、かように考えております。いままでの段階で流通改善策というのがあるわけでありますが、通産省の今後の姿勢といたしましては資本自由化あるいは物価対策、いろいろなものを考えまして、この点につきましては重点施策として今後急速に努力をいたしたい、かように考えております。

それから商品取引所の関係が出ましたが、設備制限をしながら自由な価格形成をやる商品取引所と矛盾しないか、これは乙竹政府委員からも答弁がございましたので、私は根本的に、しかも長期的には、片方で制限しながら片方で自由ということとはおかしいと思ひますが、現在いろいろな措置というものは、構造改善の措置でございますので、しばらくの間両立させていただきたい、かようにふうに考えております。

それから、今後流通改善をやり、あるいは商品取引所をどういうように持つていくか、上場商品のお話も出ましたが、やはり取引所というのは御指摘のように適正な価格が形成される、あるいはヘッジの機能が的確に行なわれるということが私は一番大事だと思ひます。そういう意味で今回商品取引所法の改正案もある程度のもので提出いたしておるわけでありますが、根本的に考えますと、流通機構の改善に伴いまして上場商品をどうするか、あるいはこの取引所流通改善の一環としてどういうように位置づけるかという問題は将来に残された問題でございます。この点は今後流通

改善とからみ合わせてしばらく時間をかしていたきたい、必ずそういう方向で検討してまいりたい、かように考えております。

○菅野国務大臣 取引所の問題についてお尋ねありましたが、取引所というものが存在しておるのには、そこにはやはり必要性があるから存在しておるのでありまして、ただいま局長が申しましたとおり、価格を公示するということ、それによってその公示をされた価格によってみなが取引を行なうということ、そこで取引所における価格というものはあくまで公正な価格でなければならない、こう思うのでありまして、そこで問題は、その公正な価格が形成されるかどうかというところに問題があると思ふのです。ところがかくこの取引所の取引というものは、また投機的な取引の対象になりやすい場所でありまして、これが今日までの日本の取引所のあり方であつたと思ふのであります。そこで問題は、投機的な取引が行なわれないようにすることが今後の取引所政策に対する根本、基本だ、こう考えておるのであります。

したがって、取引所に上場される商品の種類あるいは取引所における取引の方法、たとえば取引員を登録制ではなくて許可制にして、まじめな取引員が取引をする、そういうようなことについての制限を加えるというようにすることにして、今後においては取引所における取引が公正な取引、価格を形成するように指導していきたい、こう存じておる次第であります。

○田中(武)委員 いま特定繊維産業の構造改善をやるというわけです。先ほど来、るる言っておるように、そのためにはそれに関連する各業種、さらに流通面の構造改善がなければならぬのじゃないか。そうでなければ、この施策は単に生産者のみの利益のために行なうということになります。このことによつて大衆消費財、いわゆる第二次加工製品等まで一体どれだけの価格形成の面において影響があるのかというところはわかりません。流通面における繊維の構造改善こそ必要である。幸いにいたしまして、今回商品取引所法の

改正案が出ております。時間がございせんから議論は次に回しますが、商品取引所法の第二条、これをすべて検討し直す必要があると思ひますが、さしたる六号、七号のところは十分に検討する必要があると思ひます。さらに別表等に至りましても研究、検討していただきまして、後日商品取引所改正法のとときに答えを出していただきたい、このようにいたしまして、時間の関係上次にまいりたいと存じます。

次はまず第二条ですが、定義についても問題がありますから、いろいろと議論をしたい、こう思つておるのですけれども、これは時間の関係から除きます。そして二項、これは過剰設備について政令で定める精紡機を処分しよう、こういうことですが、これはいかなる時点に立つていかなる観点からこの特定精紡機が過剰であるのか、具体的に、か、そういう点はどうしてきめるのか、具体的に簡単にでよろしいからお伺ひいたします。この政令のきめ方、これが一つの問題だと思ひますので、お伺ひいたします。

○乙竹政府委員 特定精紡機に關しましては昭和四十二年度のこの法律の施行時期に定めるのでございまして。現実には数字をはじきます場合には四十二年の糸の総需要を出しまして、百七十万三千トンと出しておりますが、うち新産糸が百三十万三千トン、そのうち綿スフ合繊新産糸百十萬トン、その中の今回問題となりますいわゆる第一区分の糸九十五萬八千トン、これに所要の錠数九十三萬錠という数字を出しまして、過剰紡機の政令をつくつてまいりたいと思つております。

○田中(武)委員 政令にはそういった具体的な数字を入れるのですか。

○乙竹政府委員 政令には具体的な数字は入りません。

○田中(武)委員 どういう文言になりますか。

○乙竹政府委員 まだ一応部内検討中の試案程度でございまして、一特定繊維工業構造改善臨時措置法第二条第二項の政令で定める精紡機は、繊維工業設備等臨時措置法第三条の規定に基

活水準の向上あるいは経済の発展というような事情から、生産性の向上と見合せて労使が話し合いで労働時間を短縮していくことは非常に好ましいことだというふうな考えでおります。ただ問題は、全産業を通じて見ましたときに、まだ大企業と中小企業との間かなりの格差も見られます。それからまた、最近問題になっておりますような自動車の運転手でありまうとか、あるいは印刷、製本、窯業、金属等に見られますような過長な、恒常的な長時間労働というものがまだたくさんございますので、そういったものについては労働基準法の規定に照らしまして厳重な監督を加えることによって是正していくという方向で進んでまいりたいという考えでおります。

第二点の交代制の問題でございますが、本問題もそうでございますけれども、最近技術革新が進みまして膨大な設備投資が行なわれる。それに伴いまして機械設備のフル運転というような要請から交代制の問題が非常に重要な問題になってまいっております。私もいたしましては、こういった技術革新に伴います単純な労働の問題につきましては先般来研究を進めておりまして、東大の尾高教授を座長といたします専門家会議も最近設置いたしました。こういった問題についても取り組んでいくわけでございますが、特にいま御指摘の女子の深夜業の問題につきましては、ただいま先生御指摘のとおり、労働基準法ではこれを禁止しているわけでございます。国際労働条約を見ましても、あるいは先進諸国の例を見ましても、またわが国の実情からいいますと、工場法以来一貫して女子の深夜業は禁止をされておるわけでございます。そこでこの問題が昨年のいまごろから問題になってまいりましたときに、私も昨年の八月、新協会のほうにも来ていただきまして事情の聴取を行なうとともに、女子の深夜業を伴うようなことは絶対困難という申し入れもしておりますのでございまして、今後ともその点については、私もとしましては労働基準法の規定に基づいて女子の深夜業については厳重な監督、指導を加えて

まいりたいというふうな考えでおります。最後に御指摘の家内労働の点につきましては、(田中(武)委員)落としたけれども、最低賃金は一緒に言ってくれたい」と呼ぶ)最低賃金につきましても、先生御承知のように、最低賃金審議会の答申に基づきまして今国会に根本的な最低賃金法の改正案を提出いたしておる次第でございまして、私もとしましてはそういった方向でやっております。私どもとしてはそういった方向でやっております。家内労働審議会をすでに設けておりまして、研究を進めております。できれば早い機会に家内労働法の制定をしたいというのを大臣も国会で明らかにいたしております。私も早い機会にやれるように鋭意努力を重ねておる次第でございます。

○田中(武)委員 労働省の方に注文をしておきますが、最低賃金法の改正が出ていることは承知いたしておりますが、あれがほんとうの意味の最低賃金であるかどうかということには大きな疑問を持ちます。家内労働法につきましても、これは言いわけ的なものでなく、真に家内労働を保護するというような観点に立つた法制定を急がれることを要望します。

次に、第八条と十二条、あるいはそれに関連して十四条、十五条等々の質問に入りたいと思います。

まず第八条の関係ですが、一括処理の場合、通産大臣は特定紡績機を処理することに関連する共同行為の実施を指示する、とこうなっている。どんな共同行為が一体考えられるか。このことについてはいろいろ九条で共同行為のことについて書いてあるが、これは種類の関係ではなくて、共同行為の限界といえますか、越えてはならない点をきめておるのでしょうか。そうすると八条で考えられるのは、どのような具体的な共同行為が考えられるのか。

○乙竹政府委員 一番ポイントになりますのは過剰剰数をきめまして、その過剰剰数を共同行為によって廃棄すべしという指示であります。

○田中(武)委員 いや、過剰をきめて、それを廃

棄すべしということが共同行為になりますのか。それを種類からいえば、カルテルという観点に立つた設備についての共同行為ですか、そういうことになりませんか。生産に関する共同行為、こういうことになりませんか。

○乙竹政府委員 ことが足りなくて失礼申し上げましたが、過剰の剰数を示しまして、それを廃棄する。その廃棄に必要な共同行為を結ぶべきであるという指示でございます。

○田中(武)委員 どうもその辺がはっきりしないのです。かつて、あなたが企業局長のときに審議未了、廃案になりました特振法を一本頭に入れたて考えてみたら、設備調整ということがありましたね。あのときに問題になったのは、この法律をなぜ必要とするか、ほとんど独禁法の適用によってやれるのじゃないか。できないのは設備調整だというのが問題になった。このことは私は設備調整ということの行為につながると思うのです。廃棄するということ、処分するということ、は設備調整だと思ふのです。そこで、どうも三年前になくなった特振法の亡霊のにおいがいたします。あなたはおいせぬかも知れぬが、私はそう感じます。そういうような点につきまして、あと十四条、十五条に公正取引委員会の竹中事務局長はどう考えますか。公正取引委員会の竹中事務局長はどう考えますか。私はどこかやはり特振法が死に切れずに迷っておる、そういう感じを受けますが、これで公正取引委員会の竹中事務局長から……。

○乙竹政府委員 設置されております設備を廃棄しようという点でございます。

○竹中政府委員 設備調整の問題は別にこの法律に限らずほかにも適用除外の法律がございます。そこでこの法律は特定繊維工業の構造改善のために特にこういうことが必要であるというお話で、私のほうもいろいろ折衝いたしました結果、やむを得ぬやむなかろうかということになりましたので、別にこれによって特振法が生き返ってくるというふうには私は考えておりません。

○田中(武)委員 なかなか簡単な答弁をしたが、

生き返ってきたとは言わない、亡霊のにおいがする。この公正取引委員会はだいたいぶん姿勢を正したのですが、もっとしっかりしてもらわねと、こういうところの抜け穴を見て、特振法がよみがえった、そういうことを警告しておきます。

さらにこの十四条で、これは独禁法の除外になっている。十五条が公正取引委員会との関係で、一項が協議、二項が通知ということになっておるが、公正取引委員会としてはこれでもいいんですね。

○竹中政府委員 これで足りると思ひます。

○田中(武)委員 第三章、十六条に入ります。十六条で「特定繊維工業商工組合」というたつてあるのですが、ここでは中小企業団体法による商工組合、これをやるのはこの商工組合に限るのか、中小企業等協同組合法によるところの協同組合ではできないのか、いかがです。

○乙竹政府委員 商工組合に限ります。

○田中(武)委員 現に協同組合でやっているとところはどうします。それから、なぜ協同組合ならいけないのか。商工組合に限る理由は何か。

○乙竹政府委員 現実問題といたしまして、ほとんど二枚看板でございます。つまり、協同組合であつて商工組合というふうな人的構成、メンバー構成にもなっております。

それからなお、商工組合の構成員といひますか、今回の構造改善を現実に実施していくものといたしまして協同組合を活用するということを考えております。

○田中(武)委員 中小企業関係の方は見えないのですが、影山さんかだれかおりますか。——いなければいいですが、だれか中小企業庁がおつたらこつちへ来てください。

現在、中小企業団体法による商工組合と中小企業等協同組合法による協同組合とのやることは、ほとんどみんな一緒になっているのです。ところが現実問題として二足のわらじをはいておる、二重看板である、こういうこと自体が私はむだだと思ふのです。したがって、法の整備ということ

をこの前も申し上げました。しかし二重看板をあげておるからこうだということではなくて、商工組合に限るといふならその根拠がなくちゃいかぬでしょう。中小企業等協同組合法によるところの協同組合ではいかぬという根拠を示さなくては答えになりませんよ。

○乙竹政府委員 商工組合は調整行為と、それから共同事業と同時にできるように現在の法律はなっております。協同組合は調整事業はできません。そういうことによりまして、商工組合を活用するのが今回の構造改善事業として一番適当であるということ、こういうふうな案をつくり上げた次第でございます。

○田中(武)委員 この答弁はいただきかねます。中小企業団体法と中小企業等協同組合法を全部並べて比較対照してください。こぼれは違ひます、調整行為というところは書いてないが、中小企業等協同組合も、いわゆる事業の共同施設としてやれます。調整というこぼれは使われないけれども、同じことがやれるはずですよ。この点はもうこれくらいにしますが、これはあなたのほうに貸しておきます。調べてください。中小企業庁の方がおられましたら、ひとつそれに聞いてもいいのですが、ここで議論になると時間があります。したがって、大臣、一本貸しておきましょうかな。これは、なぜ商工組合でなくてはいいののかということになると議論がありますよ。いま乙竹局長が言ったように、協同組同ではできないということに私は疑問を持ちます。これは、法制局の部長が見えておりますが、私は事業の共同施設としてできる、こういうふうに考えております。もう法律の議論はやめます、やっただけで、どうせあなたは勝てないのだからやめます。やめますが、これはよく研究して考える必要があります。いかがですか。

○乙竹政府委員 十分研究いたします。

○田中(武)委員 よく勉強してください。

ここで、順序としていよいよ問題の繊維工業構造改善事業協会に入るわけですが、いいのは少し

あとへ回しまして、もう少し繊維新法との関係を伺っていきなさいと思う。

きのうの宮崎参考人の意見にもございましたが、現行法すなわち繊維新法と申し上げました。この十三条は何回も申しておる通りに難解な規定です。しかも繊維新法の一つの中心をなす規定であります。この運用いかんということがこの法案成立後の実施する上においても大きな役割を果たすのじゃなからうかと思ひます。またこの運用によつては必要な近代的設備に対して不足を来たすようなことになるおそれもある。現に大きな紡績業はもう小さいところから紡績を買っておると思うのです。そういうようなことをも含めてこの十三条と本法案との関係、十三条の運用について簡単にいいますから……

○乙竹政府委員 制限登録に關しましてはもろろん本法案は新法を前提としております。新法の運用に關しましては新法御審議のときに十三条につきまして御審議がなされておりましたが、元局長磯野が御答弁申し上げておりましたが、この方針どおりに踏襲をいたします。その要旨でございますけれども、十三条は実態に即して実質的に運用をいたします。この実質的という意味でございますが、第一区分の中で綿スフの過剰紡績がございまして、所有者がそれをつぶして合繊紡績をつくる意思がない場合、あるいは第七條または第九條によりまして第二区分あるいは第三区分から第一区分へ移ることを認めたとしても、希望が予定どおり出ない場合にも運用をいたしたいというふうな考えです。

次に、十三条の「一の登録の区分」という文句がございまして、この意味は、同一村区分内の特定の糸、たとえば綿糸、スフ糸、合繊糸のおののにつぎまして別々に考えるというふうな運用してまいりたいと思ひます。

○田中(武)委員 ここで磯野発言が出たわけですが、そうすると、磯野発言が生じるのなら新井発言は消えるわけですね。違つたこと言っているんでしょ。ここにいわゆる繊維新法の施行にあ

たつて繊維局長談話というのがあるのです。これは磯野元局長が言ったのです。この繊維新法成立にあつたの答弁です。これが生じるというならば、その後新井局長がやつてきたことは若干疑問が出てきますね。

○乙竹政府委員 ただいまの御指摘の点は、新井局長が十三条がそういう弾力的な意味において発動がされなかったではないかという御指摘かと存するのでございますが、その当時におきましては非常な綿糸不況ということとずつとまいつてきておりました、十三条を弾力的に活用する必要がなかつたというふうには私は考えております。

○田中(武)委員 いや、ここでそれをさかのぼつて議論はやめますが、違つておるのですよ。新井君ははっきりと、あの際そう言わなければ法律を通してもえなかつたから磯野局長はそう言つたんだという発言をしたことがある。そういうことはよろしい。その十三条の運用いかんにかかつておるといふこと、これを誤りましたならば構造改善というよりかむしろ阻害になる。輸出関係が阻害されるとか糸がでなくなるとか、いろいろな問題を起してくると思うのです。こまかいことはいろいろありますが、時間の關係で触れませんが、しかし十三条の運用ということには十分に考えてもらふことが本法案との關係においてより一そう必要になつてきたということだけを指摘いたしておきます。

それからこれは加藤委員が触れておられましたからもう触れなくてもいいと思ひますが、設備買い上げのときの紡機の一錘当たりの単価は答申によると三千五百円というふうなことになる。いろいろ、だんだん上がつてきておる。いろいろそういうことについては先輩の加藤議員も指摘しておられますので、その辺のところは私は飛ばします。飛ばしますが、この一括処理がいわゆる審議会答申の規模で実施せられるということであると思ひますが、時代は――時代というよりかは事態は動いておるということですね。これをうま

くつかまないとますますよく繰り返した、いわゆる通産省の繊維業界といひますか、繊維の動向に対する見通しの誤りということになり、朝令暮改のそりを免れないというようなことになり、すことを御忠告いたしておきます。

次に、現在の原糸の市況はどういうことになつておりますか。

○乙竹政府委員 定期相場四十番手二百一円前後と承知しております。

○田中(武)委員 先ほど私がいわゆる商品取引の問題に触れましたが、これはきわめて心理的な状態によつて変動するわけです。中東で戦争が起つた、そのために英國のどこかで綿糸の取引が停止せられてものすごく上がった。しかも私が心配するのは、紡績業界が糸の市況の変動によつて悪いときには棄つてくるが、よくなると強気になる。こういう動く事態に即して、一体この法律で考えておるような一括処理等々がうまくいくものかどうかということ、これに一つの危惧を持っております。

それから先ほどちよつと言つたが、大手紡績は中小の紡績から機械を買入れておると聞いておるし、一体どのくらい値で買つておるのか、あるいはこれによつてどのくらいのスクラップの申し出が現にあるのか、いろいろなことを伺いたいのですが、そういうことを一括して簡単に申し出があるのかどうか。これは協会ができないと具体的につかめなれないと思ひますが、しかしそういう動きはわかると思ひます。あるいはそういう権利をかうというか、何かそういう意味で大紡績が中小のものを買い取つておるといふことを聞いておるが、そういうような事態について、本法実施ということと関連して簡単によろしい。

○乙竹政府委員 現在の市況はわれわれは続かないと思つております。その理由は、糸の生産コストから考えてみましても、競争国の糸値から考えましても続かないと思ひます。糸値は当然低下いたしますが、それによりまして一括処理も関連業者、消費者に迷惑をかけないで可能であ

る。この規模は、審議会の答申によりまず一括処理二百万錠というふうになっておりますけれども、百五十万錠程度のものをぜひやってまいりたいというふうに考えております。今回のチャンスを見失っては構造改善はできないということ、業界の大多数はその程度のスクラップについての準備をいろいろ進めておる次第と心得ております。

○田中(武)委員 思うように乗っていくかどうか。これは繊維だけではありません。他の業界についてもいろいろ問題があつて、不況だということとでいろいろな対策を立てようとしたとたんに、何らかの事情によって価格が値上がりするとそばを向いてしまふ、そして悪くなるときやあきやあいつてくるんですよ。この辺のところは十分に考えてもらわないと、どれだけの熱意を業界が示すのか。現に陳情合戦の中においてすら、私はこんなことはいいんですが、ともかくやってくたさいというふうなのもおつたんですよ。そういうことだけを申し上げておきます。

それから、結局は、この法案は繊維新法の期間を延長することになりますね。そこで、先ほど来申し上げておることと関連をいたしまして、本法は繊維新法を延長する。期限をちよつと延ばすことになる。したがって、設備の制限登録制はさらに延長ということになると思うのですが、四十七年六月三十日ですか、こういうことがこの法案の終期ですね。それから延ばさないとどうするか、延ばすというふうな考え方は絶対持たないかどうか。それから、現在登録制をやっておる業種について、登録制を延長するというようなことはやらないかどうか、あるいは登録制の対象をふやさないかどうか、そういうことについてお伺いします。

○乙竹政府委員 あとからお答え申し上げますが、登録制対象品種を増加する意図は全然ございません。次に、再延長ももちろん考えております。今回の構造改善法案の附則によりまして新法の延長を最小限度考えましたのは、構造改善法によりまして一括処理をやるその必要のために制限

登録制の延長を最小限度やるという趣旨でございますので、当然新法の再延長というものは考えておりません。

○田中(武)委員 対外問題を一括してちよつとお伺いいたします。

一つは化繊綿、いわゆるポリエステル綿とかアクリル綿とかいうやつですね、これが韓国や台湾へ出されておるが、内地向けと比べて韓国、台湾へ売れる価格のほうが安いといわれる。どのぐらいの差があつて、なぜか。

それから第二点は、韓国から最近ワイシャツが入ってきておる。そのワイシャツは日本の合繊綿と韓国の綿との混紡である。そういうふうなのが入ってきておるといふが、そういうのは事実かどうか。

それから、最近パキスタンからもいわゆるふとんの綿糸が入ってきておるといふが、そういうこととがあるのかどうか。これは一括して対外関係をお伺いします。

○乙竹政府委員 化繊綿の輸出値段が内地向けの綿糸よりも安いことは事実でございます。各取引によりまして違ふと思ひますが、一割ないし一割五分程度は安いようであります。これは、こういう安値でございませんと、アメリカとかイギリス等、他の合繊輸出国との競争に勝てないというために安くしておる、安くせざるを得ないというところであるということでありませう。

第二の韓国製のワイシャツに使われております糸でございしますが、申しわけございませぬけれども、至急調査をさせていただきたいと存じます。

第三点、パキスタンの糸が、現に二十番手の糸が相当数入っておりまして、年内三万弱入るといふふうに推定をいたしております。

○田中(武)委員 議論はいたしません。調査の結果報告を願ひます。

最後に、問題の点に入りますが、繊維工業構造改善事業協会、長たらしいから自後協会と申し上げます。これは法の二十二条によつて「協会は、法人とする。」こうなつておる。この協会は法人

であることには間違いないんですが、どのような性格を持つものですか。

○乙竹政府委員 法律的には、この法律をもちまして設立された特別の法人でございます。民間設立ではございませんけれども、非常に公共性の強い、したがひまして、政府の厳重な監督下に置かれておる法人でございます。

○田中(武)委員 何かわかつたようなわからないような答弁をしたのですが、いわゆる特殊法人であるのかないのか。

○乙竹政府委員 特殊法人ということばはわれわれも始終使つておりまして、民法法人ないし商法人ではない、特別の法律によりまして、特に国の意思が強く反映しております。政策目的等によりまして設立される法人をわれわれは通常特殊法人と申しておりますが、この通常申しております特殊法人の中にはこの協会は入ると思ひます。

○田中(武)委員 いわゆる特殊法人、通常いわれる特殊法人に入る、こういうことですね。私は、実は、新法律学辞典等で特殊法人の定義なんぞを調べてきております。特殊法人でないというならその点を議論しようと思つておつたのですが、認めるなら次にいきたいと思います。

そこで、法制局の田中さんですが、法制局では特殊法人を三つに分けて考えておられるようですね。いわゆる広義の特殊法人、それから狭義の、あるいは行管がタッチする行管管理の特殊法人、そしてさらに最狭義の特殊法人、こういうふうに分けて考えておられるようですが、これは当然法制局の見解も、第一点の広い意味の特殊法人であることは確認せられますね。

○田中(武)政府委員 先生仰せられますように、議論をいたしましては、大体三つぐらいに特殊法人というものを部類分けいたしますれば分けられると思ひます。それで、いま仰せられましたように、広義の特殊法人には私も入るものと考えます。

○田中(武)委員 そこで、少しこの協会の性格につきまして問題が出てくるわけです。そこで、行

政管理庁のほうへお伺ひいたしますが、行政管理局設置法第二条四号の二、これはどういう趣旨で置かれた条文ですか、この規定が置かれた趣旨をちよつとお伺ひします。

○大田政府委員 お答えいたします。

行政管理局設置法の第二条の四の二の立法趣旨でございますが、これは行政管理局はそもそも国の行政機関の組織、定員を管理するわけでございしますが、その観点からいたしまして、特別な法人のうち特に国の行政組織の一環として考えられるものの設立等につきまして審査をする、こういう目的で入れたものでございます。

○田中(武)委員 先日、この法人の性格に対して、私が納得のいかないときにはこの法案は通りませんよと宣言しました。納得のいく御答弁をこれからお願いいたします。

先日の論議で、この行管設置法第二条四号の二、これは前段と後段に分かれます。前段のほうは、これは特別なやつです。後段のほうの「特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人」これがいわゆる法制局で狭義の特殊法人といつておる、あるいは行管タッチの特殊法人だといわれる。先ほど行管の局長さんの御答弁からして、この協会は私は行管がタッチすべき性格のものであらうと思ふのです。どうなんですか。「特別の法律により特別の設立行為をこの前あなたは設立委員会を政府が任命する、こういうことだ、こつと言われまして。なるほどこの法人は政府が設立委員会を任命するかつこつはとつておりません。しかしそれは幾何学ではないが逆もまた真なりということであるならば、設立委員会を政府が任命するものには行管法の第二条四の二の法人以外にあるかないか。ありますよ。民法法人で政府が設立委員会を任命するのがあるのですよ。そうするとあなたのこの間の答弁はちよつとおかしくなるのですが、その辺どうです。

○大田政府委員 「特別の法律により特別の設立行為をもつて設立」するということに関しては、「特別の法律」と申しますのは民法商法等を除

きました個別の法律により、しかもその設立にあたって政府が設立委員を任命する、こういうふうな解釈と存じておるわけがあります。

○田中(武)委員 いや、それが二条四の二の「特別の設立行為」ということだと云ったのでしょ。そこで私がいま言っておるのは、たとえばモーターボート競走法の二条、これで日本船舶振興会というのが民法法人、財団法人として設立せられるようになっております。いわゆるモーターボート競走法の附則第二条によつて運輸大臣が設立委員を任命するということなんです。したがつてあなたの先日の答弁、政府が設立委員を任命する、そのことが二条四の二の特殊法人の要件ということにはならないですね。設立委員を政府が任命するということが要件のようにこの前あなたは答へになったのです。そうしたら民法法人でもいわゆる行管のタッチする法人でないものに設立委員を政府が任命するものがあるわけなんです。この日本船舶振興会は百八の特殊法人に入つておるのですか。

○大田政府委員 日本船舶振興会は百八の中に入っております。

○田中(武)委員 この百八の中のやつは、それじゃ他たとえば特別な単独法でなくとも入つておるのがたくさんあるわけですか。設立委員を政府が任命するものはすべて百八に入つていますか。

○大田政府委員 全部特別の法律に基づいておるわけでございます。ただいまの日本船舶振興会もモーターボート競走法でございますか、これに基づいてできたもの、こういうふうな解釈しております。

○田中(武)委員 モーターボート競走法の第二条にあるのですが、その性格は民法法人ですね。それが百八の中に入る。そうするとやはりもとへ戻つて、政府が設立委員を任命するものが行管設置法の二条四の二ということになるのですか。それ以外のものはいかなるものであつてもかまわない、こういうことになる。それでいいのかという

ことです。こういうことです。

○大田政府委員 お話のとおりでございます。私どものほうといたしましては国が設立委員を任命するということ、すなわち国がみずからつくつて、こういうこととございまして、いわゆる行政組織の一環として見るあるいは行政組織に準ずるものだという実質的な要件をその点で限つたわけでございます。

○田中(武)委員 どうもびんごなないのですがね。この一般の系統によるところの設立行為、すなわち発起人総会であるとかいうやつですね。それでなくてそれ以外の特別な行為による設立、これを言うのじゃないですか。したがつてあなたの言うような、政府が設立委員を任命するということだ、これが二条四の二の「特別の設立行為」になるのか。私はそうじゃなく設立行為を一般の系統によるものと特別な形によるものと、こう分けて、特別なものはこれだと解釈する、一般的なもののは発起人総会を開いてどうするとかこうするとか商法なんか全部規定してございまして、そうでない設立行為、こう解するのですが、田中さん、どうですか。

○田中(廣)政府委員 確かに「特別の設立行為」と申しますのは、いま先生がおっしゃいますように、一般の設立行為、たとえば発起人が集まりまして、定款を作成する、総会をやるというようなことを一般の設立行為と呼ぶのだ、それに対してそれと質的に変わるのを「特別の設立行為」ということは、この文脈から明らかだと思ひます。

そこで、それでは一般の設立行為と「特別の設立行為」を分ける基準はどういうところにあるかというところになります。一般の設立行為が先ほど申し上げましたように、その法人をつくらうとする人たちが集まつていろいろな行為をすることというふうな解されるのでありますから、それ以外の「特別の設立行為」といへば、それをつくらうとする人たちは、結局法人は国でございまして、大田国が主導権を持つて設立する。そのあらわれの一つが設立発起人を命じて設立させるという

うのが普通になつてくるというふうに思ひますが、それしかないかと言われますと、ことばの上ではもつとあると思ひますが、現実には政府が責任を持つて法人を設立いたします以上は、やはり公務員としての設立委員を命じてやるのでなければ目的は完全に達することができないと思ひますので、現実にはそれしかないのじゃないかというふうに私は考へるわけでございます。

○田中(武)委員 若干行管の局長さんと法制局の食い違ひがあると思ひます。

それでは観点を變えてお伺ひいたします。今五十五国会で当委員会ではいわゆる百八の中に入る行管タッチの特殊法人あるいはそれをのりたものでないかというものが四つあります。行管タッチのやつが石油開発公団、中小企業振興事業団、これをもうぐつたであらうと考えられる、俗にいわれる認可法人あるいは新聞等でのこのごりわれておる隠れ法人といわれるのが貿易大学校、それからこの組織協会で、この四つの対照表をつくつてみました。そうしてまず資本のほうを見ますと、全部政府が出資しております。役員の任命は、總裁とか理事長いろいろ分かれておりますが、大田大臣の任命による。この貿易大学校は専任の大臣の認可ということになっておりますが、この組織協会のほうは他の石油開発公団、中小企業振興事業団と変わりありません。名称の独占、全部名称を独占いたしております。それから役職員の公務員たるの地位、身分、すなわち刑法の適用においては公務に従事するものとみなすといういわゆる役員の地位といひますか、身分といひますか、この規定は貿易大学校を除いては全部あります。この役職員の刑法上の適用にあつては公務員と同じに扱ふということが、私は狭義の特殊法人の一つのあらわれだと思ひます。こう比べてまいりますとみな、石油開発公団と中小企業振興事業団と組織協会は同じなんです。どこが違ふかという、前二者は設立の委員を政府が任命するといひ、まさに行管の言われるとおりである。貿易大学校のほうは設立について大臣の認可というこ

とです。協会のほうはもう一つ強く、設立の認可を申請を出せといひて、出したものに対して大臣が認可するようになつておる。そうして、設立行為に対して政府がタッチするといふ点において、設立委員の任命と大臣の認可とはどれほど違ふのか。私は行管設置法第二条の四の二の特別の設立行為に全部入ると思ひます。いかがですか行管の局長さん、どう違ふんですか、設立委員を任命するということと大臣が認可するということとはどれほど違ふのです。

○大田政府委員 設立委員を国が任命いたしますのと、大臣が認可するとおっしゃいましたのは、大臣が法人として認可するといふ意味ではないかと思ひます。ございまして、御質問の趣旨が……

○田中(武)委員 先日の中谷委員の質問に対してあなたの答弁、私の関連質問、それは、設立委員を政府が任命するということにかつたのです。いいですか。そこで、今国会当委員会が問題になつたというか、当委員会に出ました四つの法人、これをいま対比したわけなんです。そうすると、前二者ははっきりした行管タッチの特殊法人、これはなるほどあなたがたが言つたように、設立委員は大臣が任命している。貿易大学校はしばらくおきましよう。ところが組織協会のほうもこれは大臣が認可ということになつてゐる。十名以上の学識経験者や知事がどうとかこうとかいうようなこともござつて書いてありますが、結局は大臣の認可でしょう。それも、申請を出してこい、それを認可しましやうというかつたことになつておる。どこが違ふのです。大臣の認可と設立委員の任命とはどれほど違ふのです。

○田中(廣)政府委員 大臣の認可と申しますのは、これはもう先生よく御存じのように、認可といふのは補充行為といわれまして、主たるにない手は認可を受ける人たちが認可を受ける。形式的に言へば、そのほうが主體となつておつて、国のほうは従としておるわけなんです。ところが、設立委員の任命といふのは、設立委員といふ公務員を任命するわけでございますので、これはまさ

に政府みずからが設立をするということになります。これは全く形式論理でございすので——その意味ではないかと思ひますが、御質問の意味が……。

○田中(武)委員 ことばの解釈からいってどちらに主体があるということであつたは答弁をせられた。そういうことにおいては、なるほどあなたの答弁のようだと思ひます。しかし実体においてどう違うのです。主体が政府であるとかなんとかということも、大臣の意思がなければ設立できないのです。その点において同じじゃないですか。

もうこれ以上議論はやめます。やつたとて、これは逃げると思ふにすぎません。はっきり申し上げまして、大臣、この協会は、いわゆる狭義の特殊法人として設立すべきやつた、しかし拒否せられた、そこでこの設立行為のところだけを変えて、そしていわゆる認可法人あるいは問題になつておる隠れ法人というやつで出してきたことに間違ひございせん。この設立行為以外のところは全部同じです。対照表をつくつておられます。同じです。したがひまして、大臣は、はっきりと、これは本来は行管タツチの狭義の特殊法人としてやりたかつた、しかし世論の動向あるいは臨調の勧告等々の中にあつて、どうも行管との間に認可がとりにくい、あるいは拒否せられたかどうかかわからぬが、したがひて、認可法人、いわゆる隠れ法人として設立したものでございすと思ひます。

○菅野國務大臣 いまの田中委員の御質問に對してお答えしたいと思ひます。なるほど田中委員の言われるとおり、初めは特殊法人として設立すべくいろいろ準備をいたしたのでありますが、いろいろ諸般の情勢からして、その特殊法人を設立することは困難だということ、ところが一方においてはこういう協会をつくらなければならぬ必要性に迫られておりますので、そこでまあやむを得ずと申しますか、多少性格を変えてこういうものをつくつたのであります。

○田中(武)委員 大臣の率直な答弁に敬意を表します。そこで行管さんですが、こういうもぐり法人について一体どう考えるのか。いろいろ新聞等にも書かれ、考へておられる点があるようですが、これは今回は、私は率直に言つて、大臣の答弁で、もう五分ほどの後に私は質問を終わりますから、そうすると採決になります。したがひまして賛成して通します。しかし、こういうことを今後許したら、幾らでももぐり法人というものができかねたんです。行管みずからが首を締めることになるのです。いいですか。今後こういうものに対してはどういう態度をとる。

さらに、これも私は行管設置法第二条四の二の法人とするというところについていきたかつたのです。しかしもうやめますが、行管さん、しっかりとしてください。こういうことでは、幾らやかましく特殊法人が問題になつても整理がつかない。勇氣を持つて事に当たる必要があるであらうと思ひます。

同時に、行管設置法の二条四の二があるということは、国がやるべきものの一環をさういふ特殊法人がやる、あるいは国策に沿つてやるとか、あるいは国民経済等々にぜひ必要だからやるのだというところで政府が出資をするわけです。国民の血税ないし財政投融資等々が出資になるわけですからこそ行管のほうでタツチするということになつておるのです。それで、行管設置法二条四の二というのは、あるのはさういふ意味なんですよ。それを、みずからからかぶるということでは、行管の権威とか職務ということからいって問題があります。しかしこれ以上申しません。どうです、態度をどういうふうに今後とります。

○大田政府委員 たいだいいろいろお話をございしました。ございしますが、私も、確かに、特殊法人として出してこれらしたものを、いろいろお話を申し上げて、今回のような法律案になつたわけでございます。私も、私どものほうといたしましては、いわゆるもぐり法人という考えは持つていないわけでございます。お話のように、二条の四の二の、

この特別の設立行為というものの解釈につきましては、いろいろまた問題があるかと思つております。ただ現在までこれは政府が設立、任命したものであるという解釈でずっとやってまいつておりますので、なおこの点につきましては十分検討したいと思ひます。

それから政府が出資する場合には、すべて行管がタツチしたらどうかというお話でございした。結局私どものほうは行政機関の組織、定員というものを管理するという面からいたしまして、それに近いあるいはまたそれに準ずるものに限つておるわけでございます。そういう関係もございしますが、現在の私どもの解釈でやっております。百八選んだ対象になつております法人の中にも、いろいろの形式的な条件で縛つた関係もございまして、いろいろ問題になるような特殊法人もございします。現在、こういふ百八以外の、これにきつめて類似した性格の法人等を当たりまして、今後行政管理局の真に審査の対象とすべき法人というものをまづはつきりいたしまして、それを全部カバーするような立法措置を考えなければならぬのではないかと、このことで目下検討中でございます。

○田中(武)委員 行管の局長の御答弁にはまだ不満があります。しかしこれは当面の責任省庁でありませぬので、特殊法人論につきましては後日に譲りたいと思ひます。実を言つと、これは私は相当まだ本法案についても、ことに特殊法人なのかどうかという協会の性格についても疑問と議論を持っております。実はこれだけでも私はきょうの審議をとめる自信を持っております。しかし先ほどの大臣の率直な御答弁に敬意を表して私の質問を終わります。

最後に結論に入りたいと思ひますが、これは聞くだけでもけっこうです。意見があつたら言つていただいてけっこうだと思ひますが、先ほど来質疑応答の中あるいは先日来加藤委員をはじめとする各委員に対する答弁の中等から考えまして、まず第一に言へることは、この法案は、先ほ

ども申しましたが、組織新法の期限を延長したことになる。そのことはいわゆる磯野談話、磯野声明と相矛盾する、さらにこれは加藤委員も紡機、紡機について触れておられたが、私は糸値について触れますが、昨年この答申案がなされたころ、例の綿糸の四十番手は一ポンド百五十三円だったのが現在二百三十三円に上つておる。したがつて先ほど来言つておるうちに事態は動いておる。したがつて最初答申を受けたときの予算等々では十分な成果をあげ得ない、そのしわ寄せは中小、零細にくる、こういうことが言へると思ひます。いずれにいたしましても、今日までの通産省の組織政策は甘過ぎる、見通しを誤り過ぎる。それが組織関係法に関する限り期間の延長、再延長、改正また改正、また新法を出すといったような朝令暮改とも言うべき変転を続けてきた。そういうことを肝に銘じていただきまして、この法律の施行にあつては、弱いところ、零細のもの、労働者等々にしわ寄せがいかないように、また約束をしたことがまたぞろ延長しますとか、お願いしますとかということのないよう、一括処理にあつては迅速にかつ勇氣を持つて行なう等々を要望いたしまして私の質問を終わります。

○島村委員長 おはかりいたします。特定組織工業構造改善臨時措置法案の質疑はこれを終局するに御異議ありませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○島村委員長 御異議なしと認めます。よつて、特定組織工業構造改善臨時措置法案の質疑は終局いたしました。

○島村委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がございせんので直ちに採決いたします。特定組織工業構造改善臨時措置法案について採決いたします。〔賛成者起立〕

○島村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○島村委員長 この際鴨田宗一君外三名から、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党共同提案にかかる、本案に対して附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提案者から趣旨の説明を聴取いたします。鴨田宗一君。

○鴨田委員 たいま議題となりました特定繊維工業構造改善臨時措置法案に対する附帯決議案について、私は自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明党を代表し、その提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず案文を朗読いたします。

特定繊維工業構造改善臨時措置法案に対する附帯決議案

政府は、本法施行にあたり、わが国経済に占める繊維産業の重要性にかんがみ、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一、紡績業並びに織布業の構造改善計画を総合的かつ有機的に実施するため、両部門を通じての総合性を確保すること。

二、繊維工業の構造改善を円滑ならしめるため、所要資金の確保および税制上の優遇について充分な措置を講じ、中小企業については特に配慮すること。

三、構造改善の対象業種については、繊維産業の実情を考慮し、その拡大に努めること。

四、構造改善の実施に当たっては、従業員の身分、労働条件等に不利益を生じないよう万全の対策を講ずること。

五、紡績機等繊維機械の性能の向上を促進するため、研究開発等に関する援助を行なうこと。

六、繊維製品の輸出振興を図るため、対日輸入制限の排除について経済外交を強力に推進すること。

七、中小繊維業者に関係の深い逆委託加工貿易については、悪影響が生じないように充分配慮すること。

以上であります。

以下各項目にわたり補足説明をいたします。

第一は、御承知のように特定紡績業の構造改善対策は、通産大臣が構造改善基本計画及び実施計画を定めて行なうことになっております。一方特定織布業の構造改善は産地組合が事業計画をつくり、通産大臣の承認を受けて実施することになっております。

このように特定紡績業と特定織布業の計画立案及び実施については異なるやり方となっております。必ずしも両部門を通じて総合性が確立されているとは申されないものであります。したがって、両業界の間に総合的かつ有機的連携を保ちつつ計画が立案され、実施されることが必要であります。

第二は、構造改善に必要な資金の確保と税制の優遇措置であります。

本法施行のため、本年度予算に百六十八億余円が計上されておりますが、今後構造改善計画を実施して、関係業界の体質改善を進めるためには膨大な資金が必要であります。しかしながら繊維工業者の資金調達力にはおのずから限度があり、特に中小紡績業者や織布業者の自己資金の確保についてはきわめて困難な実情にありますので、政府は必要資金の確保について一そうの努力を払うとともに、グループ・ピングングについての税制上の優遇措置等に万全の対策をとるべきであります。

第三は、対象業種の拡大についてであります。本法は、特定紡績業と特定織布業を対象としてまずこれらの構造改善を行なうことにしておりますが、繊維産業に真の国際競争力をつけるためには、メリヤス業、染色加工業、編みの業等第二次加工部門について近代化、合理化を進める必要があると思ひます。したがって、繊維産業の実情を十分考慮しつつその拡大につとむべきであります。

なお、対象業種の拡大とともに、流通部門の改善措置についても十分配慮され、適切な対策をとることを切望いたします。

第四は、構造改善の実施にあたっての従業員の身分、労働条件等についてであります。

わが国の繊維工業は、労働集約産業として今日まで労働力に依存し、労働力が繊維工業の発展に多大の貢献をいたしてまいったのであります。しかるに、現下の繊維工業をめぐる環境には、労働集約的産業から資本集約的産業へ移行してまいりますが、特定繊維工業の構造改善が実施されますと、繊維産業に従事する従業員に無用の不安と不利益になるのではないかとこの危惧の念を持つ者がありますので、この際特に労働者に対しては身分の保障及び生活の保障を実施し、そうして不利益を生じないように万全の対策を施すべきであると思ひます。

第五は、紡績機の研究開発についてであります。わが国の紡績機の性能は、諸外国に比べ優秀なものとなっておりますが、繊維工業の国際競争力を一段と強力なものとするためには、さらに製品の多様化、高級化をはからなければならぬ。そこで紡績機、織機の性能の向上をはかり、機械を工業化するには、紡績業者、織布業者と機械メーカーの長期にわたる技術上の協力が必要となるのであります。したがって、紡績機並びに織機等の研究開発にあたっては、格段の助成を行なう必要があるものであります。

第六は、繊維製品の輸出に対する諸外国の輸入制限措置についてであります。

わが国の繊維製品の輸出については、最近、発展途上国の繊維自給化の進展と輸出への進出並びに先進諸国の長期にわたる各種の輸入制限措置により、多くの困難な問題が生じております。

そこで、繊維工業の構造改善を一段と効果あらしめるため、繊維製品の輸出の拡大には、米國をはじめとする先進諸国の対日輸入制限の排除について経済外交を強力に推進すべきであります。

第七は、逆委託加工貿易についてであります。現在、わが国から原反を韓国に送り、韓国において加工してわが国に持ち帰る、いわゆる逆委託加工の貿易が行なわれておるのであります。

この場合、現行の関税制度においては、原反及び加工の付加価値分を含めた価格に關税が課せられておるのであります。その製品の国内販売価格が国内製品の販売価格に比べ安いということ、国内の繊維製品製造業者に打撃を与えると憂慮されている現状にかんがみ、十分配慮すべきであります。

以上が附帯決議案の趣旨であります。委員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○島村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○島村委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。菅野通商産業大臣。

○菅野通商産業大臣 たいまおきめになりました附帯決議の趣旨を尊重いたしまして、各項目の運用並びに実現に努力する所存であります。

○島村委員長 おはかりいたします。

本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○島村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○島村委員長 本会議散会後再開することとし、この際休憩いたします。

午後零時三十五分休憩

午後三時五十分開議

○島村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。内閣提出、小規模企業共済法の一部を改正する法律案及び同じく、中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますのでこれを許します。吉田泰造君。

○吉田(泰)委員 まず、中小企業団体の組織に関する法律の協業組合の創設について質問をいたします。

現在ある協同組合あるいは企業組合、そういうそれぞれの行き詰まった制度上の問題から、このたびの協業組合がつくられたと思うのでございしますが、現場の数多い企業組合のメンバーの方たち、あるいは事業協同組合の中小企業者の方々、その人たちのいわゆる盛り上がりが出てきたという御意見で今度の法改正が行なわれようとしておるのか、あるいはまた、中小企業庁のいわゆる行政上の誘導政策としてこういう問題を取り上げたのか、質問に入ります前に、まずそういう問題について長官から御答弁を賜りたいと思います。

○影山政府委員 本協業組合制度は、中小企業者の盛り上がりがる総意によりましてこの設立を考えたような次第でございします。

○吉田(泰)委員 中小企業者の盛り上がりがるという要求によって新しいこの制度がつくられるというところでございしますが、中小企業者の強い要請があるという以上、現在の組合、事業協同組合あるいは企業組合——企業組合の場合非常に少ないと思うのでありますが、そういう現在の組合数、並びに将来そういう組合から協業組合に転換をするであろうと予想されるところの組合数、その比率、これの御説明を賜りたいと思っております。

○影山政府委員 ただいま事業協同組合の数が四十一年度の十二月末に二万八千五百九十七組合あるわけですが、その中で大体協業を行なっておる組合を見ますれば約二千、そのうち全部協業を行なっておりましては約二百でございします。

○吉田(泰)委員

現在事業協同組合から協業組合にいわゆる行政上指導をなさって転換をしようとする組合が幾つかあると思うのでありますが、実質的に、協業組合的な仕事を現実に現在行なっている事業協同組合の数が相当あると思うので。その問題につきまして、これまで脱法的な事業活動が行なわれておりましたが、そのことについての中小企業庁の指導は、いままですその問題についてはどういふふうに行なってきたか、この問題についてお尋ねいたします。

○影山政府委員 中小企業協同組合の中で、全部協業に近い仕事をやっておりますのが約二百あるわけでございます。これにつきましては、形式上は違法なものの中にあるわけでございますけれども、この協業組合が出来ますならば、それに移行するようにというふうな指導をいたしておるような次第でございします。

○吉田(泰)委員 実質的に協業組合的な事業を行なっており、形式的には現在事業協同組合という形で残っております事業協同組合が二百ほどある、さらに、この法律が施行されるならば、相当数が移行するであろうというふうなことでございしますけれども、税法上から見ると、協業組合に移行してそんなにメリットはない。したがって、現在それほスムーズに移行が行なわれるであろうかということについての中小企業庁の見通しについて承りたいと思ひます。

○影山政府委員 協業組合に対する税法上のメリットにつきましては、事協からこれが移行するものにつきます。本年の六月一日現在において協業を行なっているところの事業協同組合が三年間のうちに移行をいたしますならば、それは事協と同様な税法上のメリットを与えるということになっております。そういう点から申しまして、移行は相当スムーズに行なわれるのではないかと、いふふうには私も期待いたしておるわけでありまして、

○吉田(泰)委員 もう一点お伺いいたしますが、

たとえば事業協同組合から協業組合に移行させた場合のそういうメリット、それは理解できるのですが、もう少し本質的に、たとえば三年間の期限をつけて——もう少し突っ込んで、中小企業者のいわゆる育成という意味ならばもう少し考えて、期限付じゃなくてももう少し税法上の特典を与えるような行政上の処置がとれないか、また、その考えがないか。大蔵省との考え方のいろいろな問題もあると思うのですが、そういうことについてもう少し中小企業の行政指導上、誘導政策上、大きく発展させようという高度のねらいがあるならば、もう少し税法上のメリットを考へる必要があるのではないかと、これについて長官の御見解を承りたいと思ひます。

○影山政府委員 協業組合に対する税法上のメリットにつきましては、私どももいたしましては、事業協同組合に認められておるのと同様な税制上の特別措置を講じてあげたいということで努力いたしたような次第でございしますが、協業組合はちやうど企業組合と同じように企業体でございします。事業協同組合と性質を異にするというところで、事業協同組合並みの税法上の特別措置は遺憾ながら認められなかつたわけでございします。そこで、暫定的ではございますけれども、現在協同組合になつておるものが移行する場合には、協同組合と同じような特別措置を講ずるというところまでやつとこぎつけたわけでございまして、今後ともこの協業組合、それからまた企業組合も同様でございしますけれども、これに対する税制上の特別措置を増加していく、改善していくということにつきましては、私どもは今後も努力をいたしたいと思ひます。

○吉田(泰)委員 それならば、いま協業組合に移行しようとする意思を持った事業協同組合が、その税法上のメリットを最大限活用しようとして、たとえば期限一ぱいまで現状のまま——法的な問題点は、いままで見逃してきてきたのですから、たとえば一部協業しておるところで事業協同組合あるいは全部協業しておるところで事業協同組合

のままで行なってきた、そういうところが、いま協業組合に移行しなくて、昭和四十五年の期限一ぱいまでそのまま事業協同組合で二三％という税法上の利益を受けながら、最後になって、まだ三年間あるんですね、そういうことが行なわれても、これは指導上法律的にそれを規制する何ものもないわけですね。そういうことは考えられませんか。たとえば、それならいまかえる必要はないじゃないか、あえて税法上のメリットのない企業組合なりという形と同じようになるならば、三年間一ぱい待って、その後には協業組合に移行する。そうすると、六年間の税法上の恩恵を受けられるじゃないか。この問題については、行政上の指導だけなんですか、法律上何らかの規制があるかどうか、また指導上のどういふお考えをお持ちか、この点について承りたいと思ひます。

○影山政府委員 その先生の御指摘のような点もあるのではないかと私も考えておるわけでございまして、そういう点もございしますので、まず指導上の措置をいたしましては、中小企業団体中央会に対して、各県の中央会に一名ずつ指導員を助成対象として今度増加したわけでございします。そういう指導員が協業組合への移行につきまして、強力に指導を行なうということを言なうていきたいと思つております。それから、中小企業振興事業団の事業対象になるわけでございします。そういう場合にも協業組合のほうに移行すべきであるという方向で、事業団の助成を行ないます場合にもやはり指導をしてまいりたいということを考えておるわけでございします。

○吉田(泰)委員 そういう行政上の指導だけで、たとえば税率一本とつてみましても二三％から二八％ですか、長官のお考えになつておるうちに簡単に何の制約もないのですから、たとえば事業協同組合がたまたま不利な方向に向いていくかどうか。いま中央会の話が出ましたが、小規模企業でまたその問題について後ほど質問したいと思ひますが、たとえばそういう、一人派遣したのだ。なるほど行政上の措置としては御答弁になつてい

と思うのです。ところが、事実上そういうことでは、ほんとうに組織の移行ができるのかどうか。また、実際長官自信がございますか。たとえばそういうことで指導して早く協業組合に移れと言ってみても、必ずそれが指導によって、税法上不利なほうに向いていくかどうか。税法上のメリットをフルに利用しようとする業者の強い希望があると思うのです。それについてどういう御見解をお持ちですか。

○影山政府委員 先生がおっしゃいますようなことを大蔵省が私に対して言ったわけではございません。事業協同組合から協業組合に移行する場合に、事業協同組合の税制上のメリットを与えてもらいたいという要請をいたしました際に、それでは中小企業庁の長官としてその期間内に事業協同組合を協業組合に移行させる自信があるのかということを中心税当局も言ったわけではございませんけれども、私どももいたしましては、この協業組合が税制上だけの特別措置というだけではございまして、組織上のメリットもあるわけではございます。企業体として活動しやすい組織上のメリットもございします。あるいは先ほど申し上げましたように、中小企業振興事業団の対象にもいたすような次第でございします。あるいは先ほど申し上げましたように、中央会の特別の指導員を置くような次第でございします。そういう点から、私どももいたしましては、これが早期に協業組合に移行するであろうという自信を私どもは期待をいたしております。また自信も持つておるような次第でございします。

○吉田(兼)委員 現実にある事業協同組合が、長官の意思とは逆に、いわゆる税法上のメリットが非常に——税金というの是一般の中小企業者は鋭敏でございしますので、それだけに二三割から二八割という方向に、ほかのメリットと勘案してはたしてついでいくだろうか。率直な意見として、やはりすれすれの線までは必要ないじゃないかというふうな考え方もあると思う。たとえば中小企業の事業協同組合が組織上の恩恵はやはりあると思うのです。たとえば税法上を除いて、協業組合

をつくることによってどれほど違いますか。いま組織上という長官の御答弁がありました。その比較。組織上にどういうメリットがあるかということについて、税率を抜いて御答弁を賜わりたいと思います。

○影山政府委員 組織上のメリットにつきましてお答え申し上げますが、各協同組合の中で協業化が非常に進んでおる業種があるわけではございますけれども、そういう人たちは積極的に私どものほうに相談に来ております。そういう人たちはそういう税制上の問題があることを承知いたしておりながら、協業組合に移行したいということを相談に来ておるような次第でございしますので、私どももいたしましてはそういう点は自信を持っておるわけではございますが、協同組合と比べて組織上、運用上のメリットがある。第一の点は議決権につきまして、協同組合におきましては平等に一人一票主義でございします。この一人一票主義で行なわれます結果、事業経営上意思決定の機動性を欠く。それからもう一つは、出資限度については二五割というような限定もございしますので、出資意欲が阻害されるというような点があるわけではございます。そういう点で、一方におきましては一人一票主義の議決権によりまして経営上の意思決定の機動性を欠くわけではございますが、出資につきましても百分の五十以下までは一組合の出資口数は出し得るというふうな資本限度というものも尊重をいたしておりますので、こういう点で出資の意欲というものが協業組合のほうが出てくる。従来の事業協同組合の欠点といたしましては、どうもそういう点から申しまして出資が、資本力が足りないという点が非常に大きかったわけではございます。そういう点から協業組合のほうが機動性があるということが言えるのではないかとということでございします。

○吉田(兼)委員 その問題については後ほどまた関連がありますので別に質問させていただきますが、この制度が円滑に運営されるというのに私は一つの前提条件があると思うのです。それはいわ

ゆる中小企業者の企業者自身の協業による企業性の發揮、企業心の問題、長官御存じのように、中小企業者というのは、われわれの接する範囲内においては、一匹オオカミ的な独立心が非常に強く育ってきたと思うのです。したがってそういうものがなくなれば、非常に協業化というのは文章としては、はるばる組織ですが、実際現実にその運営がスムーズに行なわれるか、われわれは内面的に非常にそういう心配があるのです。いろいろな点で、いま長官のお手元のところに御相談が来る、お見えになるということですが、そういうところでは何か企業性を喪失したり、何かそういう一つの集団がわりとまとまりやすいという点を非常に危惧するのですが、それは長官どのようにお考えになりますか。

○影山政府委員 私どものほうへ相談に来ておりますところの業種は、やはり小規模零細の人たちが多いわけではございまして、そういう人たちが今後競争力をつけあるいは近代化、合理化を行なっていくためには、個々の企業力ではとてもだめである、やはり大同団結をして団結の力で合理化をはかっていかなければいけない、そういう自覚に燃えて相談に来ておる人が多いわけではございますので、企業性が喪失しておるというように消極的な理由で私どものほうへアプローチをしておることはないわけではございします。

○吉田(兼)委員 協業組合がその運営の妙を發揮して、現実には協同組合と事業協同組合の中ですでに協業組合と同じように一部協業あるいは全部協業をやられておるものが二百あるというお話でございしますが、現実にはそういうものを協業化した場合、どの程度いわゆる生産性なり収益率が上がったおるかということについて、具体的な二百の企業についても御参考までに御教示願えればお示しを賜わりたいと思います。

○影山政府委員 協業化の効果でございしますが、これは私どものほうで調べたものがあるわけではございます。たとえば従来では典型的な手工業形態をとってあったあんの製造業者であります、

これが六人ほど集まりまして協業化を行なった。そのために生産性が二倍になる。品質の均質化、向上がはかられたというような例がございします。それから家具の製造業者が集まりまして協業化を行ないました結果、やはりこれも生産性が二倍以上になって、大規模な受注が確保できるようになったというふうな例もございします。その他、自動車部品の受注下請メーカー等につきましても非常に生産性が上がり、共同作業場によりまして、流れ作業方式が採用できるようになったという例も出てきておるわけではございします。

○吉田(兼)委員 そういう特定な成功した例、それと同時に失敗した例もいふんあると思うのです。たとえば、この間ある雑誌を見ますと、協業化に比較的前く先べんをつけて進んだといわれるクリーニング業の協業にしても、現在実際収益が落ちたというような論文を拝見しました。そういうことは、たとえばあんの業者ですか、そういう一例ではなくて、反対に、たとえば二百の中のもの程度、何ゆくりかが成功して、収益率が二倍になっておるのだ、たとえば二百の中のもの業者はその一つだと思ふのです。そうではなくて、二百の中に成功した例がどのくらいあって、失敗した例がどのくらいある。失敗した例もあると思うのです。その具体的な成功の一例をもって——二百の中のもの業者の一例じゃなくて、例証を聞きたいのです。二百の中のもの業者の率で成功し、どのくらい率で失敗しておるか。失敗例をひとつ明らかにしてもらいたいと思うのです。

○影山政府委員 失敗例としての統計は、私どものほうには載っていないわけではございますが、私どもが調べた二百八組合についての調査によりますと、能率が向上したというものが五三割ばかりあるわけではございまして、逆に申しまして、あと四十七割でございします。まだ所期の効果を達していないというふうなことも言えるのではないかと。それから、コストの引き下げができたというものが、やはりこれも五三割程度でございします。そういう点もございまして、先生御指摘のように、

る一部協業しておる事業協同組合がそのままで、
いわゆる組織がえをしなくて、先ほど質問しまし
たが、三年間待つ、それに対して行政指導をする
のだということですが、しなくとも違法
は過去と同じように認めるのですか。警告が大蔵
省から出ておるといいますが、認められておるわ
けですね。たとえばある事業協同組合で組織がえ
をしないとしますね、それに対しても何ら法律上
の規制はないわけですね、いままでも違法を認め
てきたわけだから。

○影山政府委員　正面から認めておったわけではなくて、協議組合というような正面からその穴を防ぐ制度がありませんので、目をつぶっておったということでございます。今度は正しく正面から取り上げる制度ができますので、違法なものは違法として適正なものに移っていくように指導しなければいけないということでございます。

○吉田(業)委員　長官、それは指導であつて、たとえかえないと言つたらどうします。たとえ協議組合が、違法でいままでやつてきたのだと

から、そのままでいくということであっても、行政上の指導であつて、法律上の制約がないのですね。たとえばおれの組合はこのままで行くのだと……。

○影山政府委員、そういう場合には、業務改善命令を出しまして、はつきりと禁法であるという

ものについては指導しなければいけないと思います。

○吉田(恭)委員 この業務改善命令というのは、強制権を持っておるのですか。

○影山政府委員 命令違反につきましては罰金があるわけでございます。

○吉田(恭)委員 先ほどの質問の中で、商工会の話が出ましたので、あわせて小規模企業共済事業団との質問の中で重複してまいる分がございまして、質問を変えてまして、小規模企業共済法の

問題について質問をいたしたいと思います。

少ない、二万にも満たない、これはなぜですか。それについての理由を承りたいと思います。

○影山政府委員 この制度は、発足以来一年半くらいでございますので、その間に約二万人の加入者があつたわけでございますが、私どももいたしましては、この制度につきましては、やはり最初はPR期間、啓蒙の期間が必要であるというふうに考えて、そのつもりで仕事をいたしておるわけでございます。そういう点で、この小規模企業共済制度は、非常に小規模事業者から歓迎される制度でございますけれども、まだPRあるいはその趣旨というものが徹底してないのじゃないかというふうに考えております。今後ともPRをいたしまして、加入促進につとめたいと考えておるわけでございます。現在二万人とあるのは、私どももいたしましては、むしろ非常に成績がいいのじゃないかというくらいに思つておるわけでございます。

○吉田(義)委員 いまの長官の御答弁で、一万九千、二万近くで非常に成績がいいという回答、私は非常にふに落ちないのです。たとえば小規模共済事業団、これは三百万の対象者のうち〇・五割くらいですね。何か企画をする場合に、対象が三百万で、その〇・五割で成功であるという理由、二万足らずでなぜ成功しておるというふうにお考えなのですか。

○影山政府委員 成功というのは、当初は非常に加入者が少ないであらうということを予想しておりましたけれども、やはり事業団のほうで一生懸命に加入促進につとめてくれて成績をあげてくれたわいというほどの意味でございます。三百万の小規模企業者の数全体からいいますと、これはもちろん十分でございます。

○吉田(義)委員 もう一回いまの質問をいたしますけれども、当初の予想よりも成績が非常にいいというが、ところがこの小規模企業共済事業団の内訳を見ますと、出資金一億、それから政府の補助金一億八千七百万、そのうち理事長以下の人件費が、年間一億八千七百万の半分の七

千万円くらい食つてゐるわけです。これは役員四名、職員五十八名の人員費が、ほとんど政府補助金の一億八千万の半分くらいです。それでいわれる三百万を対象にして〇・五割の加入で成功とするこの行政のあり方に、その辺やはり反省すべき点があるのではないかと。私は成功だとは思わないのです。たとえば事業団をこしらえて、そうしてこれだけの三百万のうち一万幾らの加入者をとつた、PR不足であつたという長官の御答弁でございますが、予算の半分が人員費、こういうことはどういふところから成功というのですか。予想外にうまくいつてゐるというが、それでは国民は納得しないと思ひます。

○影山政府委員 現在の段階で思つたよりよくやつてくれたということを言つたわけでございます。そして、これが絶対的に成功があるというふうなことを申し上げてゐるわけではございませんので、その点は御了承願ひたいと思ひます。これは中小企業退職金共済事業団の加入者の増加の過去のぐあい等を見てみましても、やはり最初の間はPRも徹底しませんでしたし、加入者が非常に少ないわけでございます。そういう点で、私どももいたしましては、加入者及び加入の掛け金の総額に比べまして、事業団自体の人員費あるいは事務費というふうなもの非常に多いわけでございますけれども、これはやはり長い目で見ていただかなければいけない問題ではないだらうかと思つたわけでございます。現在小規模企業共済事業団の理事長以下役員が各府県等にも出向きまして、非常に懸命の努力をしてゐるわけでございます。それからまたPR等につきましても、説明会を開いたり、講習会を開いたり、あるいは県のほうにもお願いしてPRを行なつたりというふうなことで努力いたしております。そういう点で、国から補助金等も将来花を咲かしてくるのではありませんかというふうに考えております。また今度新たな第一種共済契約制度というものもつくりました。そういう点で、またそういうものの魅力によつて今後ともふえていくのではないかと考えて

おります。

○吉田(義)委員 いまの長官の御答弁で、理事長以下東奔西走して非常にがんばつておる、これは私はあたりまえのことだと思ふのです。私が言いたいのは、そういうことではなくて、これは当然の仕事ですから、これはふえるんじゃないかと。給料なんかもどんどん上がつておるわけですから、理事長以下、ところが、それは当然の仕事をしておるんです。努力をしておる。国民の前で税金を食つておるんですから、努力しておるんです。いつかはやるだらうということでございますが、少なくとも長官の御答弁としては、それならば三百万に對して、いまま初期としては非常にいいんだ。ところが長期的な見通しはあるかどうか。三百万に對してどういふ考え方であるのか。いま人員費が高いけれども、いつか花を咲かすだらう。いつどういふ形で花を咲かすという構想なんですか。

○影山政府委員 大体現在のところ五年間で三十万人程度まで加入者をふやしまして、それによりましてこの掛け金の総額が大体百億くらいというところになると思ひます。第一段階の加入目標はそういうところを置いて努力をしていきたいと思つたわけでございます。

○吉田(義)委員 これはPRが非常に足りない、というの、これは知らない。たとえば菓子屋のおやじさんをつかまえて聞いても知りません。ほとんど知りません。それは、たとえば長官の先ほどの御答弁の中にもありましたように、何か中小企業の対策がすぐに商工会という名前が出てくると私は思ふのです。ところが、商工会の実態は、たとえば四十を過ぎた一人前の男が、おそらく給料は四万円くらいですね。そんなことではたして——それで予算としては二十五億の金を使つておるのです。ところが、みんな足らないままに使つておるわけです。抜本的な方策がないような気がするのです。ただ何となしに……。この問題でも、おそらく二億八千万のうちではほとんど人員費

と事務費だ。それについての答えが、長官は五年後に三十万だとおっしゃいます。もしできなくても努力をしたんだということ、結果の責任がだれにもないような気が私はするのです。少なくとも青写真ができて、一年後こうなるんだ、二年後こうなるんだ、したがって、いまかける金とか人員費というものはこれでいいんだ、あとでよくなるんだというふうな一つの青写真が全然示されてないわけですね。したがって、いわゆる商工会で人をふやしてやるといつてみたところでPRもできませんし、また現場で働いてゐる人の声を聞いてみても、政府は何かあれば商工会だと言つけれども、商工会そのものは案外私はほんとうの実態から遊離してしまつてゐると思ふのです。政府の施策と、それから実際の現場の動きというものは全然離れてしまつてゐるんじゃないか、むだな金を食つてゐると私は思ふのです。結論的に言つて、ところが、中小企業政策だから何かせなければいかぬということ、つき合ひで何かやつてゐるだけのお話です。効果があがつていないと思ふのです。それはどうですか。

○吉田(義)委員 先ほどから吉田委員のいろいろお話で、まあ私も共鳴するところもあるものでありますが、まだ先ほどの協業組合の問題についてその必要性がないのじゃないかというお話があつたのですが、この協業組合というものが今日そういうものをつくらなければならぬように最近の社会経済情勢が變つてきたということをまずお考え願ひたいと思ひます。いままでは事業協同組合や何かでやつておつたのでありますけれども、それでは追いつかぬというふうな経済情勢が變つてきたので、どうしても小資本では、中小企業だけではだめだ、彼らの力を合せてそしてやつていかなければならぬということ。それはどういふことかと云へば、いま繰り返して申し上げておりますとおり労働者が足らぬというふうなところ、あるいはまた生産規模がだんだんと大規模になつてきたためにそれだけ資本をより多く要する。そこで彼らの中小企業だけでは、個人企業だ

けではやっていけないということで、お互いに力を合せてやろうじゃないかということですが、ところが元来日本人はそういうことには向かない性格を持っています。お山の大将になりたいという性格を持っていますから、したがって、こちらは親心でこうしたほうがまあ中小企業の生きる道だということでも一つの制度をつくったのでありますけれども、一般の国民はそれだけの利益というものをほんとうに理解しませんからして、これはなかなか協業組合でやれというてもむずかしいです。が、しかし、これは協業組合をやるのが彼らの利益であるということをよく指導して、教育してやっていくという必要がある。したがって、決して私はこれはむだな制度ではないと思うのでありますからして、そういう意味においてよほどの努力は要すると思いますが、まあ何事でも初めは理解がないためにそうにわかに協業組合がたくざんでくるということはとても期待ができません。なるほど協業組合をやったおかげで利益があるというふうなことが世間でだんだんとわかってくることによって、また協業組合をつくらうというふうな機運が起ってくる、こう思うのでありますからして、その点には確かに成績がよいことかなんとか、たくさんできたとかいうようなことは私は期待をしちやいかぬ、こう思っております。それから、小規模共済の制度ですが、大体共済制度自体も日本人にはびんとこない制度でありまして、自分が何か事が起こって共済制度のありがたみがわからなければ、日本人というものはそういうことに入らない性格を持っております。たとえば生命保険やなにかが一例ですが、まあ考えてみれば生命保険というものは死ななければありがたみがわからぬもので、生きている間は何も恩恵に浴しないということでありまして、生命保険の勧誘員というものは非常に苦勞しておるのであります。それと同じことで、この共済制度というものも、みんなが寄り合ってお互いに助け合うということ、それによってお互いが何か事があったときには恩恵に浴するということ、平素はむだな

金を出すというふうな感じもしますから、したがってなかなか共済制度というものは日本では発達しないのでありまして、その点において私は、この共済制度というものは設けたけれども、これが全部の中小零細企業が恩恵に浴しないということは、入らなくてもいいじゃないかという気持ちもみんな持っていますから、入ったらそれだけ掛け金が必要し何だか損をするような気持ちがあるからであります。しかし万が一のときには役立つのだということでこれは理解をさせなければならぬ。したがって、お話のように全部入ってないじゃないかということ、これは私はまだまだ、できてまだ間がないのでありますからして、これを発達させるためにはあるいは五年、十年はかかる、こう思うのであります。日本の生命保険なども初めは明治十四年に始めましたけれども、だれも加入する人がほとんどない、それを勧誘員や何か苦勞して、そして今日においては生命保険というものはあれだけ発展してきたのであります。そういう意味において、この共済制度もいまはそれほど功績をあげてない、人も大ぜい使っておるじゃないかという御意見であります、これを広げるために、広報するためには、PRするためにやはりそれだけの大ぜいの人を使うてやっていて、またそれだけの金を使うけれども、それほどの効果はお話のとおりあがってはおりません。が、しかしながら、これはやがて何年か後には実を結ぶのでありますから、したがってやはり長期的にお考えを願って、この制度はあったほうが万が一のときにはみんなが助かるのですからして、そういう点において私はこの共済制度というもののはやはり設けて、そして中小企業者の万が一のことがあったときの助けにしたい、こういうふうに存じておる次第でございます。

○吉田(榮)委員 いまの大臣の御答弁で、その趣旨は非常によく理解できるのですが、ただひとつ私は、先ほどから長官に質問を申し上げておいたのは、中小企業政策はなるほど政策が先行してしまつて、ビジョンがおそらく——たとえば小規模一例をとってみても、私がそれを言いたいのは、いま経費をよけい使っておるじゃないか、おかしなじゃないかということではなくして、たとえばこの創設されるときに、これならば何年後にこうなるんだという青写真が引かれてない。引かれた上の結果、いましんぼうすべきなんだ、もう少ししんぼうしなければ花が咲かないんだということであるならば、国民は納得できると思う。ただ現時点をつかまえて、うまくいっていかなくても、案外どこにも責任がないのじゃないか。といつて一生懸命やるんだから、それはいま大臣がおっしゃる通りに、なるほど私なんかと違つて大臣は経済学者でもあるし、これはよく御存じで、そのことは私もよくわかります。ただ、それ以前の問題で、私はもう少し国民にビジョンを示してもらいたい。小規模とはこうあるのだ、いまPRが足りないけれども、将来こうなるぞという姿を示さなくて——もちろん大臣のおっしゃる通りに、あったほうがいいことはこれは自明の理なんです。ただ、どういう姿でどういうプロセスを経てこういふところに到達するんだということがないから、案外数字だけを見ると、いま事業団をつくつて、いまはやりの天下りの高給者を使うてじゃないかといわれるのも、ビジョンがないからそういうことをいわれるのじゃないか。それを書く責任が伴いますからたいへんでしょうが、しかしやはり責任ある回答をPRの中にもすべきじゃないか。そして、いわゆる保険の料率なんかも、それこそいまある保険料率よりも一〇%上げても、私はこの間計算してみると、そんなに金は要らぬわけです。だから、そういう具体的な、もう少し前向きの姿勢を——何か政策だけが先行してしまつて、こういうふうにしたんだ、こういうふうにしたんだ、いいことづくめの政策で、アフターケアがないような、青写真がないような、そういう気がしてならないのです。私はそういう意味で同じような質問を何回もしておるのです。これは長官どうですか。

○影山政府委員 先生御指摘の点はごもっともな点があるわけでございまして、私どもも最近反省いたしておりまして、中小企業対策にビジョンをつくるということ、アフターケアを行なわなければいけないという点については、十分今後も施策を講じていきたいと思つておるわけでございします。ビジョンづくりということにつきましては、私どもも寄り寄り議論したり話しておりますけれども、なかなかむずかしい点がありますけれども、やはりこれはつくつていきたいと思います。それから、常に施策につきましては反省をしていかなければならないと思ひます。中小企業庁にも施策普及室というのをつくつておりますけれども、これは施策の啓蒙普及というものをやりますと同時に、施策効果の反省を行なうという任務も持たしておるわけであります。そういう点から、ビジョンをつくることも施策の反省を常にに行ないながら中小企業対策を進めていきたいと考えております。

○吉田(榮)委員 最後に私の希望だけを述べさせていただきます。質問を終わらしていただきたいと思います。思うのですが、いま長官の御答弁の中で、私は、具体的な回答、これは非常にけっこうなんです、が、先のビジョンを示す場合に、もう少し大胆に、責任が伴うかもしれないけれども、数字を示したようなビジョン、それがなければやはり責任を逃げられるような形にもなるでしょうし、また国民も真剣味が加わつてこないと思ひます。数字を示すこと、そこまでやらなければいけない。たとえば小規模企業の共済加入にしても、ことばじゃなく数字を示しておくと、現場の人にもふるい立つであらうし、長官も数字が残つておるから責任が伴うから、そうすると国民も釈然とすると私は思ひます。むずかしいことであらうけれども、そういうふうな考え方をもう少し取り入れてもらえないだろうか。そうしなければ、何かいゆるきれいことと並んだ政策だけであつて、国民は、なるほど言うておることはみないことなんです。ところがだれも信用しやせぬというのが、

案外現在の中小企業政策ではなからうか。もう少し数字を具体的に示してもらいたい、大胆に頼ってもらいたい、責任をとってもらいたいというところを要望しまして、あとまどう一人つかえておりますので、これで終わります。

○岡本(富)委員 岡本富夫君。

○岡本(富)委員 さきの方がいま小規模企業共済法の法案についてのお話がありましたので、私も一緒に、続いて、させていただきます。

重複するところは抜きまして、これを見ますと現在の加入者が一万四千二百七十四人、こうありますけれども、この事業団が、やはり法人になっておりますから、うまく経営できるところの採算ベースと申しますか、加入者がどれだけあれば大体採算ベースに乗るのか。法人であるとすればそれがまず大事でなからうか、こう思いますが、どうでありましょうか、これは長官に聞きたい。

○影山政府委員 非常にむずかしい御質問でございますが、加入者を増加いたしましてその掛け金を蓄積する、その運用益の一部をもってこれを事務費その他の経費に充ててまかなうということになりますと、五年間で三十万人、そのときに大体百億の掛け金が蓄積される。これは全部使うわけにまいりませんけれども、六割と見まして六億でございます。そういうことになりまして、大体現在一億八千七百万円の予算を計上しておるわけで、二億でございますから、こういうところにまいりますともう十分経営が、補助金等を国から出してもらわなくとも、やっていけるというふうになるのではないかと。

まあ一応の計算はそういうふうなことでございます。

○岡本(富)委員 これはちょっと聞いたところでは、八年前では大体二万人ぐらいの人が加入すればいいのではないかと、いうようなことも聞きまして、いまでは若干ばく然としておるようには思いますが、もしも自分の企業であると思えば、やはりまずここに採算ベースというものを考えて、そして、そして努力する。政府の庇

護のもとにやっておりますれば、これは先ほどの方も話がありましたように、努力が非常に少ないのではないかと思います。その点についてきょうは実はこの事業団の理事長さんあたりに聞きたいと思っておりますが、お見えになっておりませんので、長官からよく言ってもらいたい。まずこれを申し上げておきます。

その点につきましてはそれくらいにしまして、この通産六法の中のこの法律の五十八条に「掛金及び共済金等の額の検討」とありまして、「掛金及び共済金等の額は、少なくとも五年ごとに、共済金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとする。」というようにございまして、これは何を検討するのか、どういう内容を検討するのか。

また、今度の第二種保険ですか、この前のですね、ちょっときょう複利計算したやつを持ってきたのですが、この複利計算をしますと、この支給金が非常に少ない、こういうふうにも思われるのですが、長官、どうでしょう。

○影山政府委員 現在の第一種及び第二種の共済契約につきましては、ある程度の条件を置きまして保険数理上の計算をいたしております。これは非常にむずかしい計算をいたしておりますので、私どももあまりよく理解ができない点もあるわけでございまして、その保険数理で計算をいたしておりますものが、やはり常に物価の点も違いますし、それから基礎になっておりますところの運用の利回りというふうなものも違いますし、あるいはこの共済の前提となっておるところの事故率もいろいろ変わってくるわけでございまして、そういう点で五年ごとにこの制度を見返しまして、制度自体として長期的に成り立っていくのかどうか、あるいはその際にもやはりできるだけ小規模企業者のほうに有利なように共済金等の額もきめていかなくてはならないか、という余地はないか、どうかというふうなことを検討すべきであるというところで、この五十八条で義務を課せられておるような次第でございます。

○岡本(富)委員 この第二種保険は複利計算をする支給金が少ない、こういうことに対して長官は検討したことがございまして、なぜかならば、生命保険ですとほとんど支払いが少なくなる。そうすると生命保険のほうに有利であるということになりますので、せっかくこうして政府がつくった法律を利用する人が少ないのじゃないかというように思われるわけですが。

○影山政府委員 この共済事業団のほうで生命保険の満期給付との比較をつくったものがあるわけでございますけれども、その場合に、現在の制度で三十年満期で三十年たつた場合の払い込み掛け金の総額が十八万円でございまして、それに対して共済金額が五十七万二千七百八十円でございまして、その比率をとりましますと三・一八倍になるわけでございます。ところが普通生命保険につきましましては、払い込み保険金額から配当金の受け取り額を引いたものが三十年間で三十七万円でございまして、満期の場合に受け取る保険金額が百万円といたしますと、二・七倍でございます。そういう点で、本制度のほうに生命保険よりも有利であるというふうな計算が出ておるわけでございまして。

○岡本(富)委員 それで、今度新しく制度が変わりました分とはどれだけの差ができるわけでしょうか。

○影山政府委員 今度の新しい制度につきましましては、ただいま御説明申し上げましたものよりも一〇〇アップの共済金を出すわけでございまして、それだけさらに有利になるわけでございまして。

○岡本(富)委員 その点は、五年ごとに考えてまた変えていくというのですからそのくらいにしまして、四十二年の四月現在で集まった金を見ますと一億三千六百万円ある。これを直ちに還元融資するかどうかは考えられておりませんか、どうですか。

○影山政府委員 これを直ちに還元融資するということはまだ考えておりません。

○岡本(富)委員 そうしますとあと何年して幾ら集まったら還元融資するのか、これについてお尋ねします。

○影山政府委員 中小企業退職金共済事業団の例を申し上げますと、中小企業退職金共済事業団も還元融資が法律上できることになっておりますけれども、掛け金が百億に達しました段階において還元融資を始めております。それで、それを標準にとりましますと、先ほど御説明いたしましたように五年間で三十万人、それから掛け金が百億ということを目ざしていたしておりますので、大体五年後くらいからは十分に還元融資ができるのじゃないかというふうな考えでおるわけでございまして、ただそこまですりません間にございまして、現在商工組合中央金庫とタイアップをいたしまして、いま集まっておりますところの掛け金を商工中央金庫のほうでは本制度の加入者のために特別の融資を開始してもらっておりますわけでございまして、一年以上の掛け金払い込み者に対して一口ごとに十万円単位で最高百万円まで、簡易な方法で融資を行なうというところを行なっております。な次第でございます。

○岡本(富)委員 いま商工中金のほうにこの金を回しておる、こういうことを聞きましたが、いままで私が商工中金の実態を調べましたところ、大体中小企業には案外融資もいたっておりませんけれども、ほんとの零細企業にはいっていない。この法律の二十三条に「事業団は、小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与するため、小規模企業共済制度の運営等を行なうことを目的とする。」というふうなことにありますが、そうしますと、現在の還元融資、要するに商工中金に出しているのは大体中小企業で、零細企業には金は回っていないということになると、この法律の目的と相反しているのではないかと、いうふうに思うのですが、どうでしょうか。

○影山政府委員 この掛け金だけに限って申しますと、この掛け金を一億四千万程度商工中金債を買って、その見返りに加入者であるところの小規模企業者に対して還元融資をしてもらっておりますわけでございまして、もちろん商工中金は中

規模だけというような融資方針を持っておるわけではございませんし、またわれわれといたしましてはそういうふうな指導いたしていいわけでもない。まして、やはり商工中金も小規模企業者にも金を貸しておるわけですが、還元融資という点に限って見ても、そういう点で加入者であるところの小規模企業者に特別融資をやつてもらうという特別の措置を今度とっておるような次第でございます。

○岡本(富)委員 そうしますと、いままで加入しているところに商工中金から貸し付けたという事例、あるいはまた借りに行ったけれども貸さなかったという事例はどうでしょうか。

○影山政府委員 商工中金の本制度加入者への特別融資の実績は百六十三件で、六千八百六十五万円ということになっております。これはおそろしく断つた例はないのではないかと申すわけでございます。

○岡本(富)委員 先般私は当委員会でもちょっと話しましたが、商工中金あるいはまた金融機関が中小企業に対して金融の措置が非常にスムーズでない。これはもう小規模あるいは中小企業者が非常に頭を痛めておる状態でございますので、もっともっと簡単な手続、これでもって金融措置をする長官の考えはないでしょうか、どうですか。

○影山政府委員 たとえば、国民金融公庫等につきましては、これは小規模零細層を対象としたところの金融機関でございますけれども、これは無担保での貸し付けをたしか二百万円までは行なっておるわけですが、そういう借り入れに対して簡易迅速に、手続は簡便に融資を行なっているというふうな私どもは考えておるわけでございます。

○岡本(富)委員 きょうはその事例を申し上げません。時間がありませんので……。

次は、この三十九条に評議員会云々というのがありますけれども、「事業団に、評議員会を置く。」これは七項目までありますが、今度のこの第一種共済契約について、やはりこの評議員の皆さん方

の意見を聞き、どういうように答申されたか、またどういうふうないろいろと活躍したか、これについてお答え願いたいと思います。

○影山政府委員 第一種共済契約の創設その他今回の共済制度の改善につきまして、法案作成前におきまして、数回評議員会の議を経ておるわけでございます。元来この第一種共済契約の創設ということ、小規模事業者その他指導団体等からも要望のあった点でございます。この制度は非常にけっこうなことである、ぜひつくってほしいという意見が出ておるわけでございます。

○岡本(富)委員 この評議員会は十人以内で組織するようにしておりますが、現在どういふ人が評議員になっておりますか。

○影山政府委員 十人でございます。全国水産物小売団体連合会の専務理事、それから前の国民金融公庫の理事、全国中小企業団体中央会専務理事、商工会議所の専務理事、環境衛生同業組合中央会の専務理事、日本トラック協会の専務理事、全国中小企業共済財団の常務理事、全国銀行協会の専務理事、全国建設業組合の専務理事、全国商工会連合会専務理事、以上の十名でございます。

○岡本(富)委員 この事業転換の場合、第一種共済金の支給はどういうように扱われるか、これについてお聞きしたいと思います。

○影山政府委員 第一種共済契約の共済事業は、事業の廃止、あるいは事業の第三者への譲渡でございます。あるいは会社の解散とか事業転換の際におきまして事業を廃止するというような事態が起こりました場合には、これは共済事由になるわけでございます。

○岡本(富)委員 共済理由にならないわけですね。

○岡本(富)委員 そうしたら、この転換のときには一〇％アップの有利な共済金を支払うことになつてゐるのですか。

○影山政府委員 転換業と申ししても、単純に仕事が変わるという場合には、これは適用がございせんけれども、転換の際に廃業するという事

態が起こりました際には、これの適用があるわけでございます。

○岡本(富)委員 そうすると、転換の際にだめで、廃業するときはいい、こういうわけですね。——そうしますと、近促法の第十条、ここには「主務大臣は、需給構造その他の経済事情の変化に即応して事業の転換を行なうとする中小企業者の申出があつた場合において、当該事業の転換が中小企業の近代化の促進に資するものであると認めるときは、当該中小企業者に対し、その事業の転換を円滑に行なうことができるようにするため必要な指導を行なうものとする。」こうありますけれども、これとの関連はどうでしょうか。

○影山政府委員 この近促法におきますところの転換の場合の指導等の規定は、事業を継続しながら業種の転換、商品の転換を行なうという場合を想定いたしておるわけでございます。それがスムーズに移り変われるように、あるいは指導をし、あるいは中小企業金融公庫等の融資を行なう、あるいは今度の事業団あたりの対象にいたすというふうなことを行なうわけでございます。

この小規模企業の共済制度は、やむを得ず事業を廃止しなければいけないという羽目に立ったもの等につきましては共済金を交付するという制度でございまして、転換、すなわち事業の継続が行なわれておる場合につきましては、別途の前向き措置で助成をするということになっておるわけでございます。

○岡本(富)委員 大体事業転換なんかせなければならぬというのは、現在の仕事が行き詰まつて困つておるときでありますので、たとえ百円の金でもほしい、こういうふうなときですから、この点については今後ひとつこの共済金を充てられるように考えられるかどうか、これについては大臣にひとつお願いしたいと思います。

○野野國務大臣 転換する場合には、これの共済制度でなくして、ほかの金融の道をはかつて転換のできるように方法を講じられると思います。この共済制度とはちょっと性質が違ふと思うので

す。この共済金をもらつたというわけにはいきませんが、ほかの方法で転換のできるような方法を講じてあげたい、こういうことでございます。

○岡本(富)委員 そういふような話があると思つたのですが、実際言いますと、転換しなければならぬような人は、もう家屋も機械も、何もかも全部担保に入つております。ですから、仕入れにしましても、結局は新しいところから品物を仕入れなければならぬ、そうすると、勢い現金が要る、こういうことで、ほんとうにもう行き詰まつての転換ですから、救済方法を講じてあげるといふことは、事実口では言えますけれども、これはなかなかうまくいかない。ですから、このときは、もういままで掛けた掛け金、生命保険も掛けたうちから、だいたい損するけれども、それもやめて……、こういうくらいにほんとうに行き詰まつて、そして立ち上がっていくというのが現在の中小企業の姿なんです。御承知のように、いま中小企業がどんなにたくさん倒産しておるか、ほとんど倒産がふえておる。こういう面から見まして、ここでひとつ考えてもらいたい、私はこういう要求をしておるわけでありまして、どうですか。

○影山政府委員 そういふ行き詰まりまして倒産に至るような場合は、これは事業の廃止あるいは会社の解散等があるわけでございます。その場合は共済金を給付する対象になると思ひます。それから転換の場合におきまして、先生御指摘のように、いろいろと資金がほしいという場合が多いわけでございますが、その場合にはただいま大臣が申しましたように、別途助成の措置あるいは金融上の措置等も講ずるわけでございますが、もしもこの小規模共済事業に加入しておる人が、そういう場合にどういふ措置があり得るかということになりますと、これで還元融資ができるようになります。したるには、そういう場合には還元融資の一つの対象にはなり得るのではないかと申すように考えておるわけでありまして、先生御指摘の点につきましては、ますますこの制度自体がいろいろな点で改善をしていかなければいけない点もございまして

ので、今後とも検討は続けてみたいと思います。

○岡本(富)委員 それは今後もう一べん検討して改善をしてみたいと思うのです。なぜかならば、現在加入状況を見ても、通産大臣は大阪ですが、大阪は非常に少ないですね。各県見ましても……この普及率が非常に少ないというのは、やはりあまり有利でない。それからPRも少ないのですけれども、なかなか商人は利にさといですから、完全なまた非常に有利なそういうものをしたいかないと、ほんとうの救済制度はできないのじゃないか、こう思うわけでありま

○菅野国務大臣 大阪が少ないということは、初めて聞いたのですが、それはPRが足らぬのか、その点は私もはっきりわかりませんが、大阪人というのは利益であればそれは進んで入りますが、なかなか目の前に利益が見えぬと進んでやらない性格を持つておるものであります。その点についてPRを大いにやらなければならぬ、こう考えます。

○岡本(富)委員 それはそのくらいにしまして、今度は協業組合の問題ですが、これを私ずつと拝見させてもらいますと、大体目的とかあるいはいろいろなものを見ますと、会社法とよく似ている。目的は営利、公益の中間的法人あるいはまた議決権のところ、これは今度は出資割りになってくる。そうすると会社法と似ておりますし、それから任意団体ですか、これも会社法とよく似ておる。それから就業禁止、このところも組合員、これは即役員になるわけですが、そうすると中小企業団体組織に関するこの組織法とちよつと違うのではないか、こういうようにも考えられるわけですが、どうでしょうか。

○影山政府委員 この協業組合が一つの企業体であるという点につきまして、会社と類似いたしておるようなわけでございまして、協業組合は会社制度と異なる面がたゞさんあるわけございまして、まず第一番目に、会社制度によりま

と、一つの政策目的が与えられておるわけございまして。この協業組合につきましては中小企業構造の高度化という……。その政策目的を何ら確保する、担保する道がないわけございまして。これが第一点でございます。

それから第二点は、構成員につきましては、そういう政策目的を確保する意味から見まして、中小企業者に原則として限られておるわけございまして。ところが会社につきましては、大企業でもあるいは個人でも、だれでも会社の株を持ち得るわけございまして。そういう点で、構成員につきま

それから組合員全体に對しまして就業禁止の義務がございまして、企業全体の協業組合の事業全体の協調性を保つという点がまたこれによって確保されておるような次第でございまして。またさらに組合員の協調性を確保するために法定脱退制度あるいは除名制度というものがあつたわけござい

ますけれども、会社制度にはそういうものはないわけございまして、そういう点につきまして、会社につきましては、資本原則によりまして割り切られておるわけございましてけれども、事業経営上企業性を發揮しやすけれども、この協業組合は人的色彩というものを強く打ち出しておるわけございまして、そういう点で会社とは違つて、

そうしてまた協業組合は組合でございまして、中小企業の団体であるということが言えるのではないかと思つてございまして。

○岡本(富)委員 そういう点でこの中小企業団体に入れたと思つていただけます。いままで政府がたゞさんの協同組合あるいは企業組合、こういう中小企業に對するいろいろ施策をされておりましたけれども、一つ例をとりますれば、これは兵庫県の場合ですが、県下の協同組合あるいは商工組合、この半数が休眠組合です。すなわち寝ておるわけ

か。これは相当考えておきませんと、また協業組合をたゞさんつくつた、それは半分寝てしまつた。寝たやつばかりたゞさんできても、いま御熱心に大臣が検討されておる中小企業対策の大きなそこを来たすのじゃないか、こう思うわけですが、なぜこんなたゞさん寝ておるのか、それについて長官の意見を承つておきます。

○影山政府委員 先生御指摘のように、協同組合の中に休眠組合が相当数あるということは御指摘のとおりでございまして。こういう休眠組合ができませんのは、やはり中小企業者の共同化あるいは協業化に對するところの考え方が、まだ十分熟していない点もあるのではないかと今度ふりかへるわけございまして。共同化あるいは今度つくりま

すところの協業組合の場合には、やはり自分たちがしつかり腹をきめまして、協調性を保ちながら事業活動を行なつていくということが必要であるわけございまして。そういう点につきまして、今後は協同組合を結成し、あるいは協業組合をつくりま

す際には、中小企業庁もあるいは商工会中央会並びに県というふうなものを通じてよく指導をいたしまして、そういういいかげんな組合をつくらぬように、ひとつ今後指導していききたいと思つてございまして。

○岡本(富)委員 そういういいかげんな組合をつくらぬ、そうすると今度は逆に言いますと、りっぱな組合がどの程度設立される見込みなのか、これについて長官の今後の見通しについてお聞きしたいと思つています。

○影山政府委員 もちろん協業組合の設立の指導を十分行ないながら移行をさせあるいは設立をさせなければいけないわけございまして、現在中小企業の事業協同組合の中で全協業にまでほとんど至つておるという組合が約二百あるわけござい

うな業界から積極的にこの制度の内容についての照会がまいつております。まだそういう数ははつきりいたしておりませんけれども、指導いたしながら設立をさせるというふうな考えておるところでございまして。

○岡本(富)委員 そこで大体この協業化しようとする事業というものは非常に零細な企業だと思つております。これは前に長官にお聞きしたと思つたのですが、現物出資の問題ですけれども、現物出資する場合に、これはもう一べんはつきりしておきたいと思つたのですが、ほとんどみな現実は抵当に入つています。そのままだつたら受け取らない。要するに今度この協業化されるほうが、あとの二軒なら二軒が、そういう抵当に入つたものを受け取るわけはないと思つたのですが、そういう場合の救済措置と申しますか、現在抵当に入つておる、

抵当を抜かなければならぬ、こういう場合はどうすればよいのか、實際について長官の意見を承りたいと思つています。

○影山政府委員 抵当に入つておる土地、機械類も法律上現物出資をすることができるとござい

ます。ただそれがそういう付属物のついでとござい

ます。たゞそれがそういう付属物のついでとござい

は中小企業のためのそのような相談室を設けておられますから、そちらのほうで相談に應ずるということになっております。

○岡本(宣)委員 次に申し上げたいことは、スーパーマーケットがどんどん増えてきて、小さな商店が集まって協業化しても、やはりどうしてもスーパーの大企業の進出でみなやられてしまう。こういう場合を考えまして、したがって、このスーパーの規制法をつくる必要があるのではないかと。たとえば百貨店法の、規制法のようなものをつくらなければならないのじゃないか、こういうふうにも思うのですが、長官どうでしょうか。

○影山政府委員 数年前に、小売りの分野におきまして流通革命ということが叫ばれて、非常にスーパーマーケットの脅威ということが叫ばれたわけでございます。それに対して、小売りの商の団体の人たちから、スーパーマーケットの規制法というものをつくってほしいという御要望もあつたわけでございますけれども、一方におきまして、中小企業者の保護という点も大事でございますけれども、消費者保護あるいは物価対策というふうな見地から、あるいは小売りの近代化というふうな点から申しまして、スーパーマーケットというものは新たな一つの近代化の形でもございますので、これを規制するということは私も私どもは行なわないという方針を立てたわけでござい

ます。そのかわり、零細な小売りの人たちも寄り合ひまして、協業スーパーでありますとか、あるいは寄り合い百貨店を前向きにつくっていくというふうな人たちにしましては、過去におきましては高度化資金の対象にいたし、今後は中小企業振興事業団の対象にも積極的にしていくというふうなうふうな考えでおるわけでございます。また零細な小売りの商と、大きな大資本によるところのスーパーマーケットの問題につきましては、各県庁あるいは通産局あるいは場合によりましては中小企業庁というふうなものが間に入りまして、事実

上そういう点の紛争の調停等も行なつた例もございします。今後もそういう方向で、行政指導としてそういう調停を行なつていきたいと思つておるわけでございします。

○岡本(宣)委員 いま現実に神戸に港川スーパーというのがあるのですが、これは資本金四千五百万円、これくらいだったから相当なものだったのです。それがこのほど資本金一億二千万円ですか、このスーパーチェーンふたぎ、ここに身売りするようになった。これはいままでも協業をやつていたのですが、やはりこの大企業の攻勢には勝てなくて、そうしてこういうふうな身売りするようになりまして、いま協業スーパーに対してはいろいろと手を打っている、こういう話がありました。これが、これは神戸でも相当なところなんです。これがこういふふうな倒れていくというこの現実の面を見まして、若干スーパーの規制法もつくらなければならぬじゃないか、こういうふうな思ふのですが、どうでしょう。

○影山政府委員 規制法をつくりまして、例の小売商業調整特別措置法で実例がございしますように、次から次へと抜け道をつくつてまいりました。一片の法律を出しただけではなかなか解決がつかない問題が多いわけでございします。それと同時に、先ほど申し上げましたように、消費者行政あるいは物価対策というふうな見地から、小売りの商も新しい形態でのスーパーマーケット形式で企業の近代化を行ない、あるいは労働者不足に対処していくということが必要な企業形態でもございします。港川スーパーの場合等におきまして、やはりこれは経営管理自体につきましているいろいろな問題もあつたことかと思つておるわけでございします。スーパーマーケット、これが中小企業で行なわれておる場合におきましては、スーパーマーケットとしての経営管理のやり方等につきましても、これは県の総合指導所等も中心になつて指導

を行なつておるような次第でございします。そういう点で経営管理の合理化というふうな指導を通じて、育成をしていくという方向でできるだけやつていきたいと思ひます。

○岡本(宣)委員 そうすると、中小企業振興事業団もできたのですから、今後そういう協業スーパーあたりはほとんど企業診断し、指導し、また助成をしていく、こういう考えですね。わかりました。

それではその点は時間ありませんので、次に聞きたいことは小売り市場ですね。小売商業調整特別措置法ですか、これによつて市場が許可になつておりますが、この市場は、今度新設しようとする、既存の市場から距離が幾らとか、そういうような規制があるように聞いています。これが、どうでしょうか。

○影山政府委員 小売り市場を設置いたします際には小売商業調整特別措置法の要件に該当するものにつぎましては、都道府県知事の許可を必要とするということになつておりました。その許可の基準が一定の距離の制限をいたしておるということになつておるわけでございします。

○岡本(宣)委員 ところがそれがざる法でございまして、いまだどういふやうにやつておるかとお申しますと、地図を持っておりましても、兵庫の西宮市にみやこ市場というのがあるのですが、その近所に、距離はあるらしいのですが、その距離内に幅四メートルぐらゐの道をつくつて、その両側に二軒、三軒ずつ家を建てる。そしてこれが商店街になつておる。八百屋と魚屋が入つていなかったら普通の商店だから一応市場とみなさないが、そこにちゃんと屋根をして、魚屋も八百屋も入れちゃう。それに対して五十万円以下の罰金があるわけですね。そういうふうな罰金を出して、いままでも大体払つた罰金を見ますと、二十万ぐらゐらしい。一軒で一万円ずつ罰金を出したらもうおしまい、そういうのが現在の法の姿である。現実には、こういうのが現在の法の姿である。現実には、やうなんです。私どものほうにもその点について詳

しいいろいろなデータを持つてきておるわけですが、けれども、そういうふうなことではこれは小売商業調整特別措置法というりっぱな法律もしり抜けだと思ふのですが、これについて長官の意見を聞きたいと思ふのです。

○影山政府委員 先生御指摘のように違法な市場というものがございまして、それに対して告発を県あたりがやつております。その告発によりまして、裁判を受け、罰金を課す、刑を科せられるわけでありましても、その罰金刑を払つてもなおかつその違法な市場を営んでおる。これは、違法な市場の中に入る小売りの人たちが悪いわけではございしませんで、小売り市場自体を建設してこれを分割譲渡あるいは貸与する、そういう業者が主として悪いわけでございしますが、罰金を払いながらもうやういふ違法な市場を続けていくという順法精神を欠くところの人たちがおるといふことは、これは私は日本全体にとりまして非常に不幸な例ではないかと思つておるわけでございします。

○岡本(宣)委員 処置としまして既存の業者、いまやつておるのはもうしかたがないと思ふのです。いま長官から話があつたように、そういうふうな不動産業者あるいは建築業者に対して罰則を加えていかなければ、この小売り市場というものは保護できないというふうに思ふのですが、今後どういふように処置をされるつもりであるか、それを聞きたいと思ふのです。

○影山政府委員 私どもといたしましては、都道府県と一緒にしましてこれの摘発と指導を行なつていきたいと思つておるわけでございしますが、一方におきまして適法な市場を営んでおつてまじめにこれを営業しておるといふ人たちにしましては、むしろ協業化という方向にこれを指導いたしまして、近代的な小売りの商の協業の形におけるところの市場形態を営ませまして、それをやはり助成の対象として、たとえば中小企業振興事業団の助成の対象にしていくというふうに、まじめに適法にやつておるところの小売り市場を指導助成してい

くという形でも問題の解決をはかっていきたいと思うわけでございます。

○岡本(宣)委員 そうすると、いままでの小売り市場に対しては助成措置をしてそれでやる。今後建つてくるそういうものに對しては、どういふような方法で摘発し、またどういふような罰則を加えようというようにするのか、これをひとつ明確にしたいだきたいと思うのです。

○影山政府委員 小売商業調整法に規定されておりますところの要件がいろいろあるわけでございまして、それら要件を満たしていない市場ができておるといふものにつきましては、都道府県知事のほうで告発をする、これは嚴重に勵行をしていきたいと思つておるわけであります。

○岡本(宣)委員 ではそれはそのくらいで、あとは実例を見せていただきたいと思ひます。

これに反して今度は消費者の側に立つて物価対策、これが一番問題になっておりますが、再販規制法案がこの国会に上程されるような話があったのですが、それが業界の猛反対でつぶれてしまったといふことなんです。これについて、公取の方見えておりますか。一言聞きたいと思ひます。

○柿沼説明員 公正取引委員会といたしましては、昨年度の物価問題懇談会の勧告もございまして、現在の再販価格維持契約規制の規定を強化いたしますことを検討いたしてまいつたのでございまして、本年四月下旬一応単独立法の要綱をまとめた上で、その線に沿ひまして立法化を急いでおつたわけでございます。ただ、独占禁止法に基づく法律としてこれをつくるわけでございまして、規定の上に法律技術的にいろいろむずかしいこともございまして、それから規制の対象が現在変転きわまりない流通段階の問題でございまして、法制局の指導を受け関係各省と鋭意検討を進めてまいつておつたわけでございまして、今国会中に提出する見込みが立たなくなりましたので、もう少し時間的に余裕をいただきたいといふことで、提案を断念いたしました次第でございます。

○岡本(宣)委員 そうすると、次の国会にはそれが提出されるという見込みなんです。○柿沼説明員 引き続き検討を進めまして、できるだけ早い機会に立法の措置をとりたいといふことで努力いたしております。

○岡本(宣)委員 では、それはそのくらいで……せつかく通産省のほうで企業団地——これは姫路の中小鉄工団地ですが、これができたのでありますけれども、いまは山陽新幹線がその中を通るようになった。それで盛んに騒いでおるわけですが、影山中小企業庁長官はこのことは御存じでございまいしょうか。

○影山政府委員 本件につきましては承知いたしております。現在大阪通産局を中心にして、国鉄、兵庫、兵庫、それから姫路市、それから組合の間で話し合ひを続けておるような次第でございまして、

○岡本(宣)委員 齋藤工事課長が見えていふのですね。——この問題についての御意見を承りたいと思ひます。

○齋藤説明員 いま問題になっておりますルートにつきましましては、昨年の暮れにルートを発表いたしましたわけですが、御存じのように新幹線は現在の姫路駅の裏に併設するということがきまつております。それから線路の近くを、将来のスピードアップに備へまして、最初は四千メートルという非常に大きな半径で回らなければならぬ、そういうような規格上の制約もございまして、それから前後にかなりの大きな集落もございまして、技術的に選びましたルートが、たまたま団地と国鉄の山陽本線の間に七メートルの道路がございまして、ちやうどその道路の上空使用といふような形に、われわれのほうでルートを選んだわけでございます。それにつきまして、まだ実は測量もやつておりませんので、具体的な設計ができておられないので、こまかいお話を団地関係者の方々とできる段階にはまだ至つておりませんので、具体的に将来どういふふうにするかあるいは条件をどういふふうにするかといふような問題は、目下折衝中である段階でございまして、

○岡本(宣)委員 せつかくこうして鉄工団地を通産省のほうで力を入れてつくつて、そしてこへ新幹線が通つてつぶしてしまふ、こういうことになりますれば、これはちよつとまずいと思ふのです。そこで、先般運輸委員会のときに、大橋運輸大臣は非常に紳士的な態度で、成田の空港についても現地との話し合ひが少なかつた。ほんとうは白紙に戻してもう一度話し合つてみたい、こういうような気持ちだ。また山陽新幹線につきましても、いまこの問題に關係するわけですから、尼崎あるいは西宮においては、国鉄は一方的である、現地の人たちの意見を少しも聞かない、こういうことを私のほうに言つてきてゐるわけですから、いろいろな点から考えますれば、せつかく姫路にできたところの鉄工団地も、あなたのほうの国鉄が一方的にやつてしまふ。そしてあとで問題が起るのじゃないか、こういうふうに思ふわけでありまふので、その点についてどうでしょうか。

○齋藤説明員 山陽新幹線のルートにつきましましては目下のところ全線運輸大臣に認可をいただいておりまふが、ルートを選定するにあたりましては、事前に地元の方々の御意見を一々聞いてルートを選ぶといふことは事実問題としてはいたしております。現地のいろいろな客観情勢、いろいろな条件をすべて考慮に入れまして技術的にいろいろなルートを選びまして、その中で社会的に及ぼす影響の一番少ないものといふことでわれわれはルートを選ぶわけでございまして、ただ、その選んだルートについて一方的に仕事を強行しようといふ意思は毛頭ございせんので、あとは具体的な設計をいたしまして、条件その他につきましては十分地元の関係者の方々と話し合ひをして納得の上で工事を進めたい、こういうふうな考へております。ただいまの団地の問題につきましても今後できるだけ具体的な設計をやりまして、団地工場その他の機能に支障を与えないような具体的な設計を考えまして、お話し合ひをしたいといふことでございます。

○岡本(宣)委員 これについて運輸大臣は、国鉄が一方的になつてはいけないうわけだ。認可をするのを三月延ばした、こういう話だ。国鉄が地元の人とよく話し合ふかどうか、その期間を置いたのだ、こういう話でありましたが、いまのお話を聞きますと、やはり現地の人は一々話をしてからやつてゐると聞かれないし、またそういうことはしないのだといふ話であります。したがつて運輸大臣の考えとは若干違ふと思ふのです。そこで今後現地のほうとよく話をしないとトラブルが起るのじゃないか、こう思ふわけだ。この姫路の鉄工団地については、どうかひとつ通産省の影山長官あたりが中に入つて調整しながら、トラブルが起らないように特別にお願いしておきたいと思ひます。要望しまして、私の質問を終わります。

○島村委員長 次会は来たる十八日火曜日午前十時十五分理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後五時五十六分散會

昭和四十二年七月二十二日印刷

昭和四十二年七月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局